

# 第三期白糠町 子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》



令和7年3月  
白 糠 町



# 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の概要                | 1  |
| 1 計画策定の趣旨                  | 3  |
| 2 計画の位置付け                  | 3  |
| 3 計画の期間                    | 4  |
| 4 計画の策定方法                  | 5  |
| 5 子ども・子育て支援をめぐる国の動向        | 6  |
| 6 子ども・子育て支援制度の概要           | 7  |
| 第2章 本町のこども・子育てをめぐる現状       | 9  |
| 1 人口等の動向                   | 11 |
| 2 子育て支援の状況                 | 15 |
| 3 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果        | 17 |
| 第3章 第二期計画の実施状況             | 27 |
| 1 児童数の状況                   | 29 |
| 2 教育・保育事業の状況               | 30 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の状況         | 32 |
| 第4章 計画の基本的な考え方             | 39 |
| 1 基本理念                     | 41 |
| 2 基本方針                     | 42 |
| 3 基本目標                     | 43 |
| 4 施策の体系                    | 44 |
| 第5章 施策の展開                  | 45 |
| 基本目標1 「子育てを地域で支える」まちづくり    | 47 |
| 基本目標2 「安心してこどもを産み育てる」まちづくり | 51 |
| 基本目標3 「こどもをいつくしむ」まちづくり     | 54 |
| 第6章 子ども・子育て支援事業計画          | 57 |
| 1 教育・保育提供区域の設定             | 59 |
| 2 児童人口の将来推計                | 60 |
| 3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策       | 61 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 63 |
| 5 教育・保育の一体的提供等の推進          | 72 |
| 6 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実  | 74 |
| 第7章 計画の推進体制                | 75 |
| 1 計画の推進に向けた役割              | 77 |
| 2 計画の推進に向けた3つの連携           | 78 |
| 3 計画の達成状況の点検・評価            | 79 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 資 料 編.....            | 81 |
| 白糠町子ども・子育て会議規則.....   | 83 |
| 白糠町子ども・子育て会議委員名簿..... | 84 |
| 計画策定の経過.....          | 85 |

# 第1章 計画策定の概要

---



# 1 計画策定の趣旨

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計による令和5年の出生数は72万7,288人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法（平成27年施行）に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、本町においては令和2年度に「第二期白糠町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

「第二期計画」は令和6年度末に終期を迎えることとなるため、制度改正やこども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、全てのこどもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「第三期白糠町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

### （1）計画の法的根拠と位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

| 根拠法   | 子ども・子育て支援法                                                                     | 次世代育成支援対策推進法                                                 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 市町村計画 | 市町村子ども・子育て支援事業計画<br>（策定義務あり）                                                   | 次世代育成支援市町村行動計画<br>（努力義務）                                     |
| 性格特徴  | ○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画<br>○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 | ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画<br>○「白糠町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画 |



一体的に策定



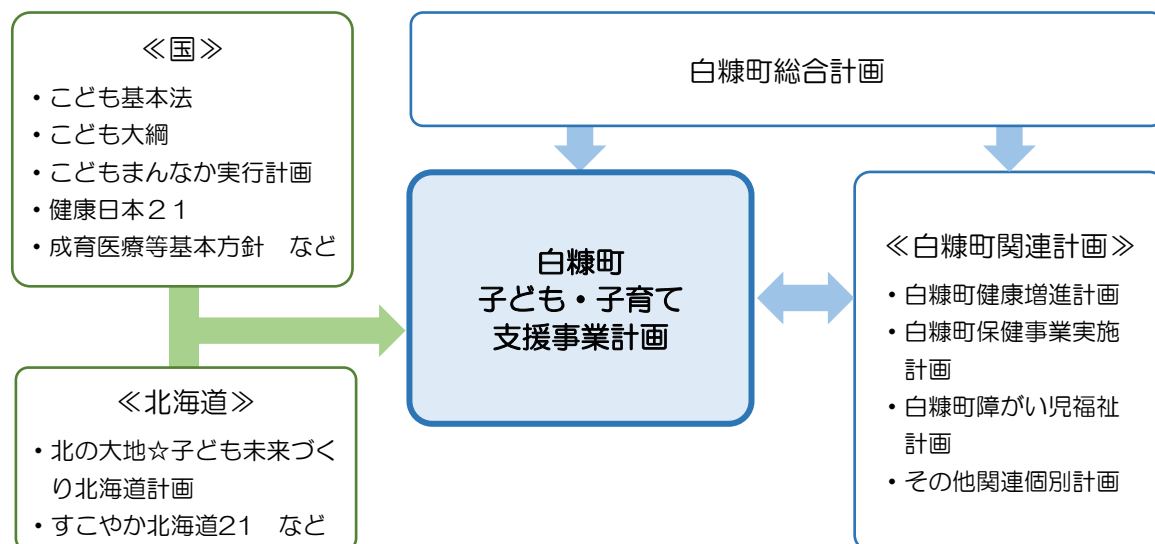
第三期白糠町子ども・子育て支援事業計画

## (2) 関連計画との関係

上位計画となる「白糠町総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、子ども・子育て支援に関する個別計画として具体化を図るものでもあります。

また、本計画は国や北海道が策定する計画との整合性を図るとともに、本町の各種関連計画と相互に連携しながら推進するものです。

### ■本計画と関係する計画等



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ■本計画の計画期間

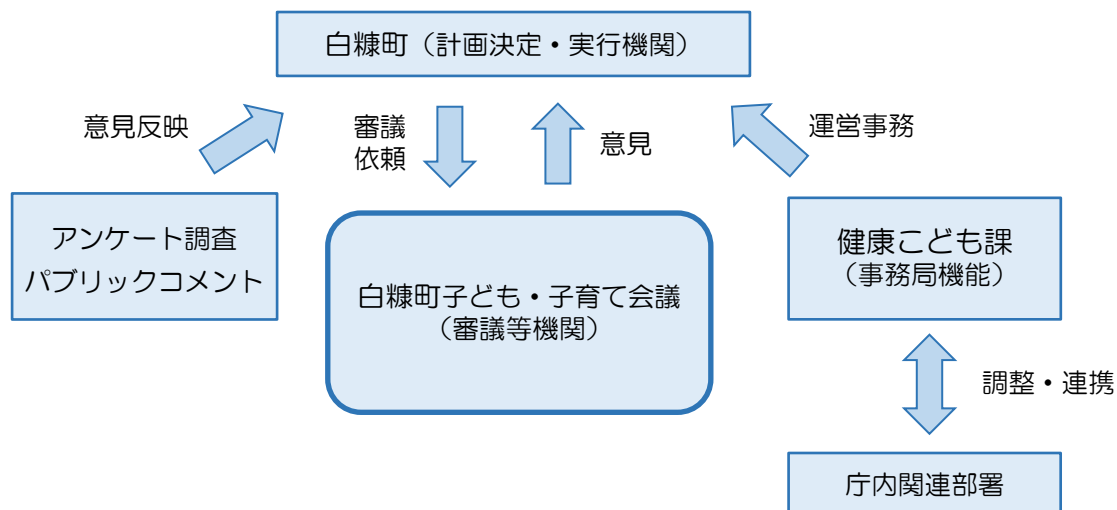
| 令和                      |     |     |     |     |                         |     |     |      |      |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------------------|-----|-----|------|------|
| 2年度                     | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度                     | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| 第二期<br>白糠町子ども・子育て支援事業計画 |     |     |     |     |                         |     |     |      |      |
|                         |     |     |     | 見直し | 第三期<br>白糠町子ども・子育て支援事業計画 |     |     |      |      |
|                         |     |     |     |     | 必要に応じて見直し               |     |     |      |      |

## 4 計画の策定方法

### (1) 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「こどもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「白糠町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行います。

#### ■計画策定体制のイメージ



### (2) ニーズ調査の実施

本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民からの意見を反映させるためパブリックコメントを実施します。

## 5 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

### ■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

#### ・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

#### ・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### ・こども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 6 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付

| 子どものための現金給付                           |                            |
|---------------------------------------|----------------------------|
| 児童手当法等に基づく児童手当等の給付                    |                            |
| 子どものための教育・保育給付                        |                            |
| 施設型給付                                 | 幼稚園、保育所、認定こども園             |
| 地域型保育給付                               | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| 子育てのための施設等利用給付                        |                            |
| 私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化 |                            |
| 妊婦のための支援給付 【新規：令和7年4月1日施行】            |                            |
| 妊婦の認定時及び妊娠しているこどもの人数の届け出時に給付金を支給      |                            |
| 乳児等のための支援給付 【新規：令和8年4月1日施行】           |                            |
| 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）                 |                            |

養育している者に必要な支援  
（こども及びこどもを

| 地域子ども・子育て支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利用者支援事業【こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型追加】<br>②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）<br>③妊婦健康診査事業<br>④乳児家庭全戸訪問事業<br>⑤養育支援訪問事業<br>⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）<br>⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）<br>⑧一時預かり事業<br>⑨延長保育事業（時間外保育事業）<br>⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）<br>⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）<br>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業<br>⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）<br>⑮児童育成支援拠点事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）<br>⑯親子関係形成支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）<br>⑰妊婦等包括相談支援事業【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）<br>⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）<br>⑲産後ケア事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務） |
| 仕事・子育て両立支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業【新規：令和8年10月1日施行】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 1歳未満のこどもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## （１）子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

| 認定区分 | 年齢    | 保育の必要性             | 主な利用施設           |
|------|-------|--------------------|------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上 | 保育の必要性なし           | 幼稚園、認定こども園       |
| 2号認定 |       | 保育の必要性あり<br>（保育認定） | 保育所、認定こども園       |
| 3号認定 | 満3歳未満 |                    | 保育所、認定こども園、地域型保育 |

## （２）子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

| 認定区分  | 支給要件                                                                                                           | 主な利用施設                                                               |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 新1号認定 | ・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外                                                                                           | 幼稚園、特別支援学校等                                                          |
| 新2号認定 | ・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども<br>・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの                                   | 認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）                              |
| 新3号認定 | ・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども<br>・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの<br>・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの | 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号） |

## 第2章 本町のこども・子育てをめぐる現状

---



# 1 人口等の動向

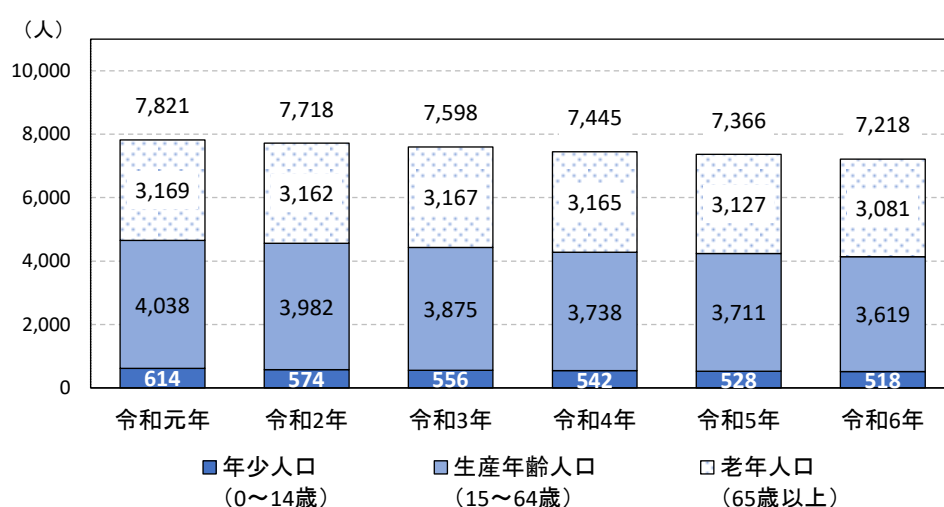
## (1) 人口の推移

本町の総人口は減少が続いており、令和元年には7,821人だった総人口は令和6年には7,218人で603人（7.7%）の減少となっています。

年齢3区分別の人口をみると、全ての年齢区分が減少傾向で推移しており、年少人口（0～14歳）は令和元年の614人から令和6年には518人に減少しています。

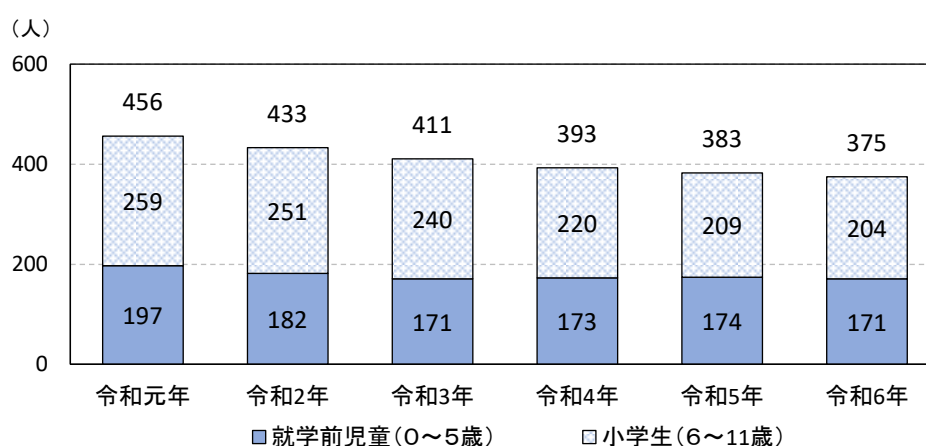
就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）の人口の推移も減少傾向がみられますが、就学前児童（0～5歳）は令和3年以降は概ね横ばいに推移している状況です。

### ■総人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■児童人口の推移



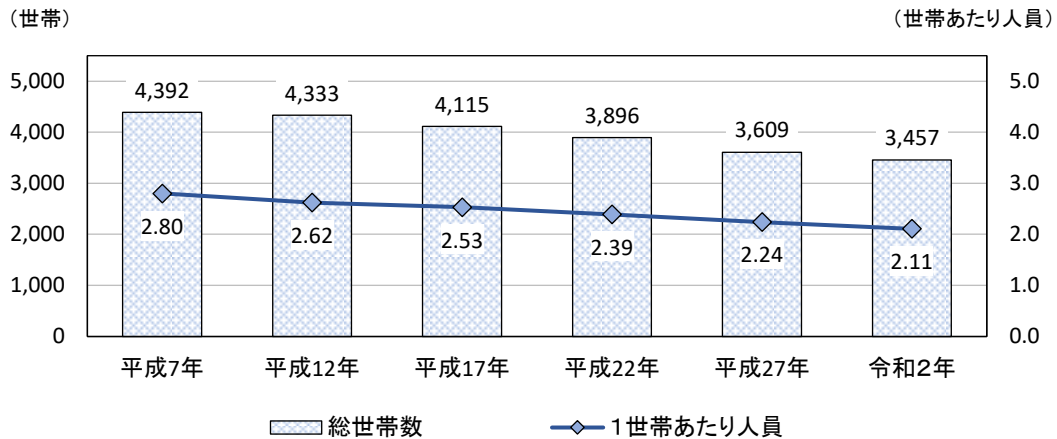
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯数の推移

国勢調査による本町の世帯数は平成7年の4,392世帯から減少が続いており、令和2年は3,457世帯となっています。

1世帯あたりの人員は平成7年の2.80人から令和2年には2.11人に減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

### ■世帯数の推移

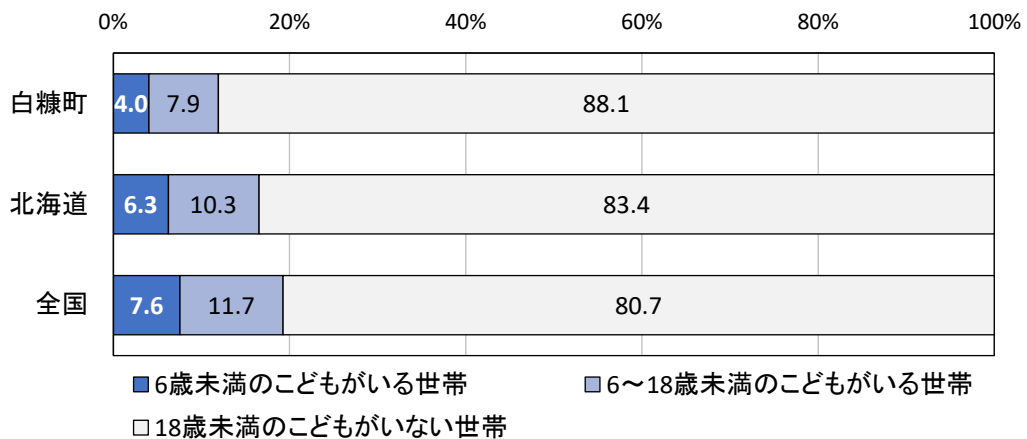


出典：国勢調査

## (3) こどものいる世帯の状況

令和2年の国勢調査によると、こどものいる世帯の割合は「6歳未満のこどもがいる世帯」、「6～18歳未満のこどもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

### ■こどものいる世帯の状況



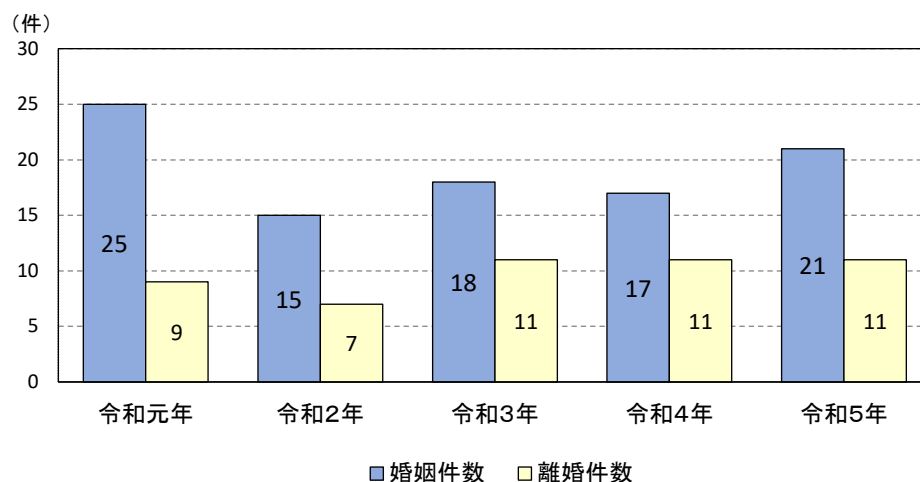
出典：国勢調査（令和2年）

#### (4) 婚姻件数及び離婚件数の推移

本町の婚姻件数は令和元年の25件から令和2年に15件まで減少しましたが、以降は増加傾向で推移しています。

離婚件数は令和2年に7件まで減少しましたが、令和3年以降は横ばいに推移しています。

##### ■婚姻件数と離婚件数の推移

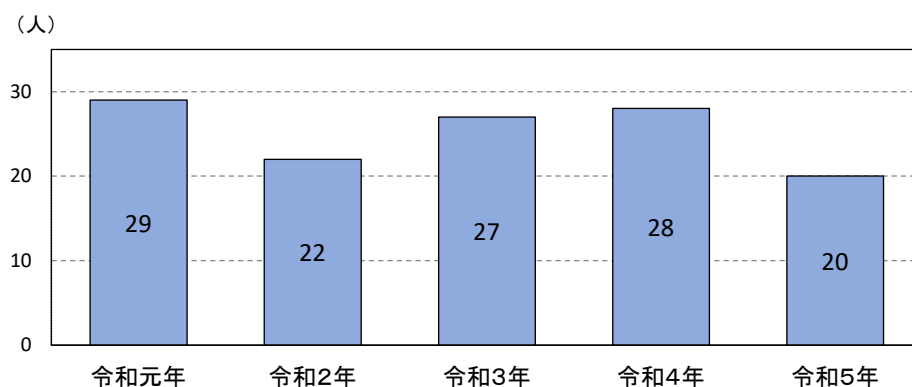


出典：白糠町保健福祉部町民サービス課

#### (5) 出生数の推移

本町における出生数は年によって増減はあるものの、令和元年の29人から令和5年には20人となっており減少傾向で推移しています。

##### ■出生数の推移



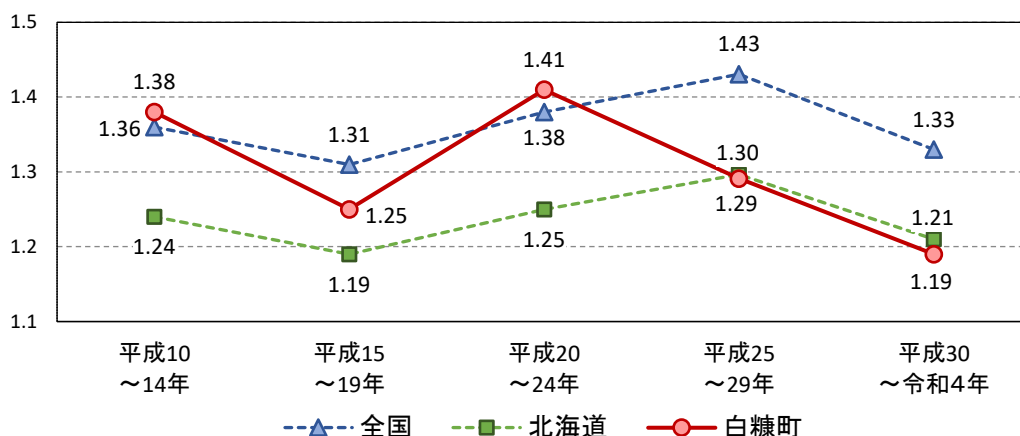
出典：白糠町保健福祉部健康こども課

## (6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は平成20～24年の1.41から減少しており、平成30～令和4年には1.19で北海道とほぼ同等の水準になっています。

■ 合計特殊出生率の推移



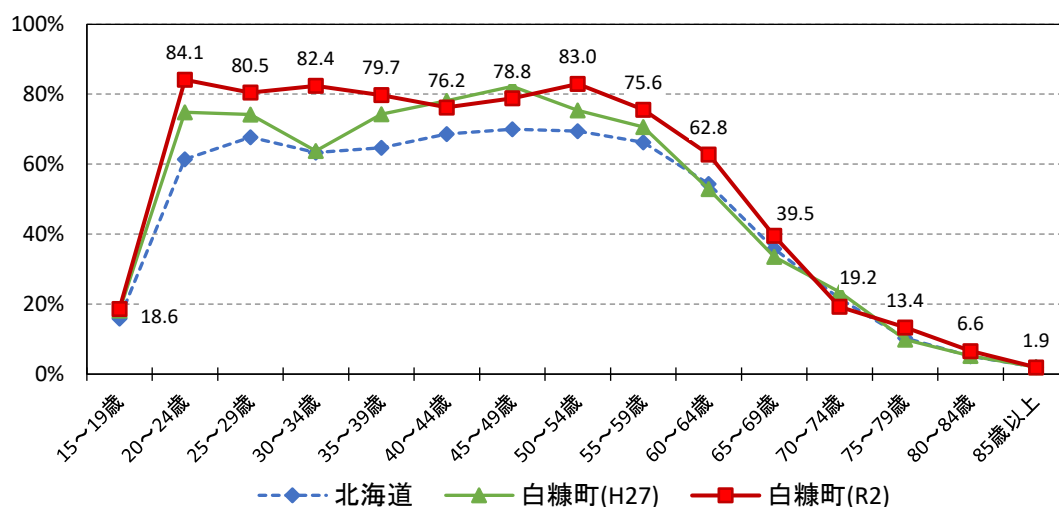
出典：人口動態統計特殊報告

## (7) 女性の就労状況

本町における女性の年齢階級別就業率は平成27年には子育ての中心的な世代である30代で低下し、その後上昇するM字カーブを描いていましたが、令和2年は30代においても就業率は低下せず、20代から50代までは80%前後の就業率となっています。

また、北海道と比較すると、ほぼ全ての年齢階級で北海道の就業率を上回っている状況です。

■ 女性の年齢階級別就業率



出典：国勢調査

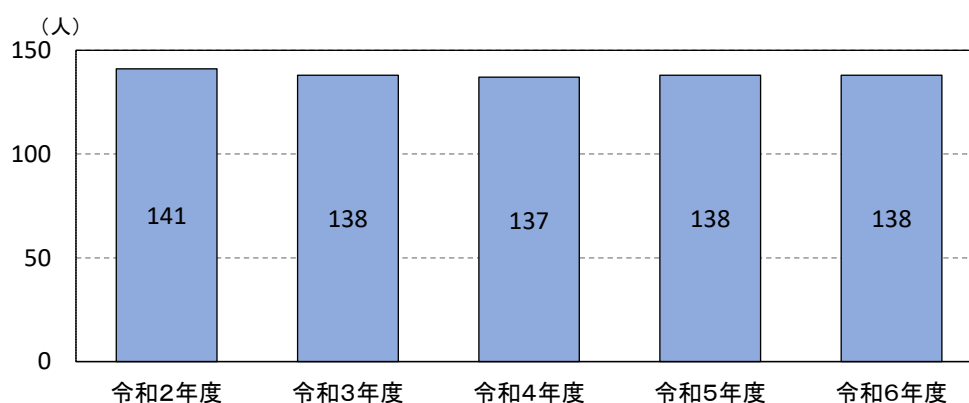
## 2 子育て支援の状況

### (1) 教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設の利用者数合計は令和2年の141人から概ね横ばいに推移しており、令和6年は138人となっています。

施設別の利用者数をみると、白糠こども園は令和4年度の68人から増加傾向となっており、庶路こども園は令和3年度の61人から概ね横ばい、白糠立正保育園は令和4年度から減少傾向で推移しています。

#### ■教育・保育施設利用者数の推移



| 施設名      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 白糠こども園   | 67    | 75    | 68    | 73    | 77    |
| 庶路こども園   | 70    | 61    | 63    | 62    | 61    |
| 白糠立正保育園  | 1     | 2     | 6     | 3     | 0     |
| 茶路へき地保育園 | 3     |       |       |       |       |
| 合 計      | 141   | 138   | 137   | 138   | 138   |

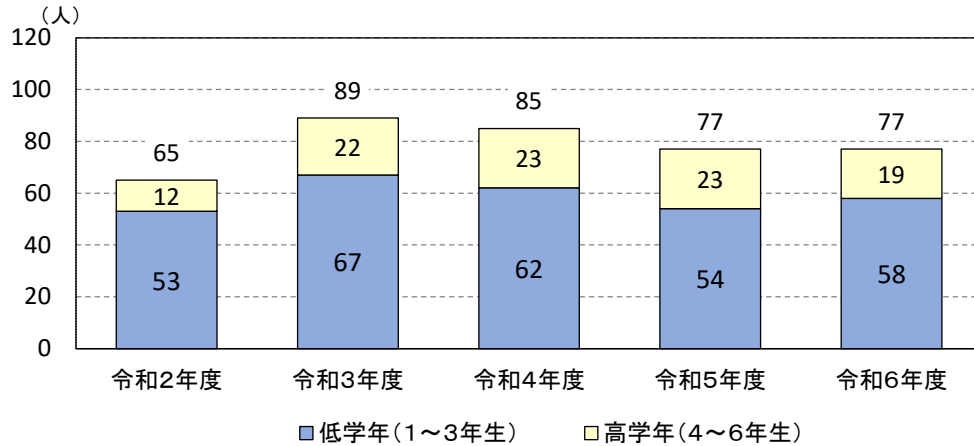
※ 茶路へき地保育園：令和3年3月31日に休止  
出典：白糠町保健福祉部健康こども課（各年5月1日現在）

## (2) 放課後児童クラブ登録者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年度の65人から令和3年度には89人に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しており、令和6年度は77人となっています。

利用者数を低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）の区分でみると、令和3年度以降は低学年（1～3年生）が全体の70～75%を占めている状況です。

### ■放課後児童クラブ利用者数の推移



| 施設名            |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| やまびこ<br>放課後クラブ | 低学年 | 23    | 30    | 25    | 24    | 32    |
|                | 高学年 | 7     | 9     | 12    | 8     | 10    |
|                | 計   | 30    | 39    | 37    | 32    | 42    |
| ふれあい<br>放課後クラブ | 低学年 | 30    | 37    | 37    | 30    | 26    |
|                | 高学年 | 5     | 13    | 11    | 15    | 9     |
|                | 計   | 35    | 50    | 48    | 45    | 35    |
| 低学年計           |     | 53    | 67    | 62    | 54    | 58    |
| 高学年計           |     | 12    | 22    | 23    | 23    | 19    |
| 合 計            |     | 65    | 89    | 85    | 77    | 77    |

出典：白糠町保健福祉部健康こども課（各年5月1日現在）

### 3 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

##### ②調査方法の概要

|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 白糠町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員<br>・就学前児童の保護者：138人<br>・小学生の保護者：169人 |
| 調査期間 | 令和6年1月～2月                                                    |
| 調査方法 | Webアンケート調査（案内文の配布、Webサイトによる回答）                               |

##### ③回収結果

|                 | 配布数<br>(票) | 回収数<br>(票) | 白票<br>(票) | 有効回収数<br>(票) | 有効回収率<br>(%) |
|-----------------|------------|------------|-----------|--------------|--------------|
| 就学前児童の<br>保護者向け | 138        | 93         | 9         | 84           | 60.9%        |
| 小学生児童の<br>保護者向け | 169        | 91         | 6         | 85           | 50.3%        |
| 計               | 307        | 184        | 15        | 169          | 55.0%        |

##### ④集計結果の留意点

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 平成30年度に実施した前回のアンケート調査結果は「前回調査」として記載しており、それぞれの項目の後に（n）として、各項目の回答者数を表記しています。

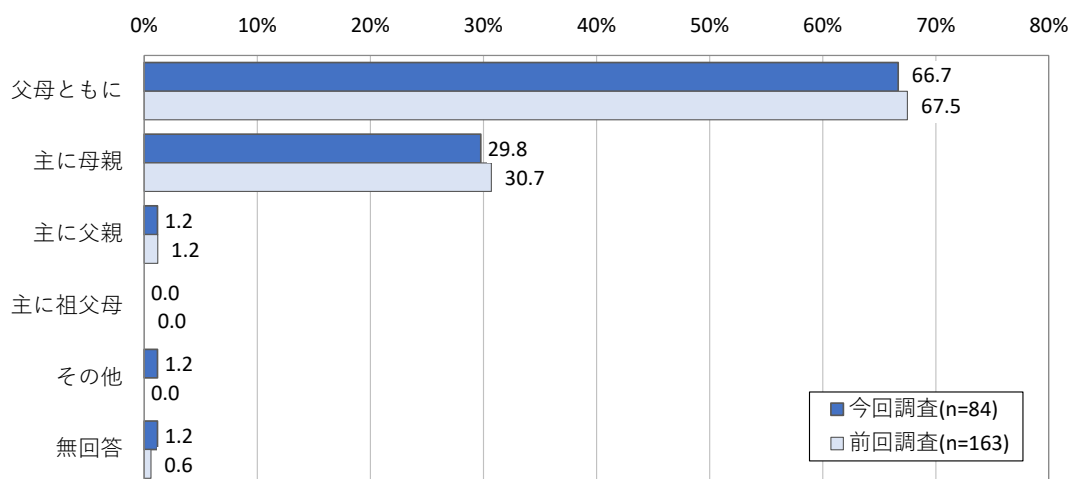
## (2) 調査結果

### ①主にこどもの世話を行っている人

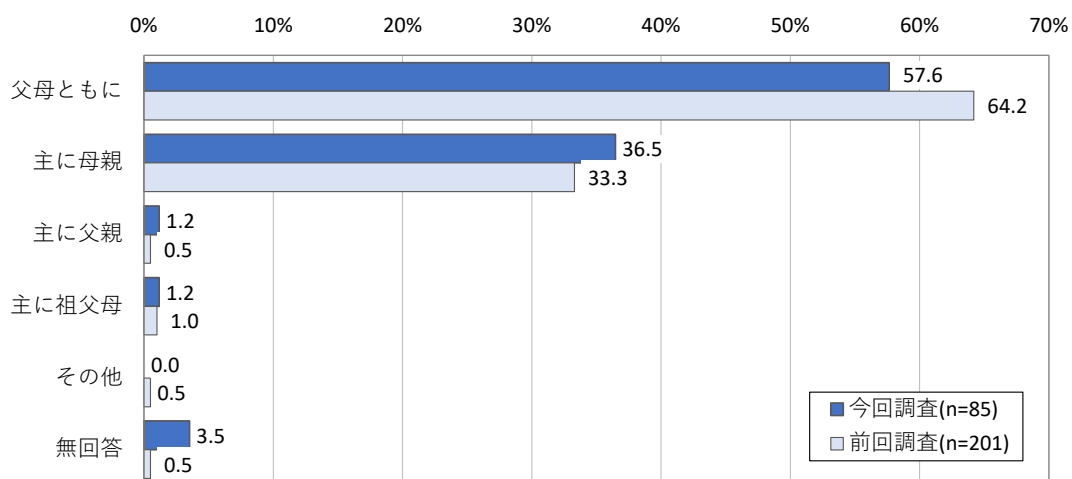
就学前児童の保護者は、「父母ともに」が66.7%で最も多く、次いで「主に母親」(29.8%)が続いています。また、前回調査と比較しても大きな差異はみられませんでした。

小学生の保護者は、「父母ともに」が57.6%で最も多く、次いで「主に母親」(36.5%)が続いています。前回調査と比較すると「父母ともに」が6.6ポイント低くなっています。

《就学前児童の保護者》



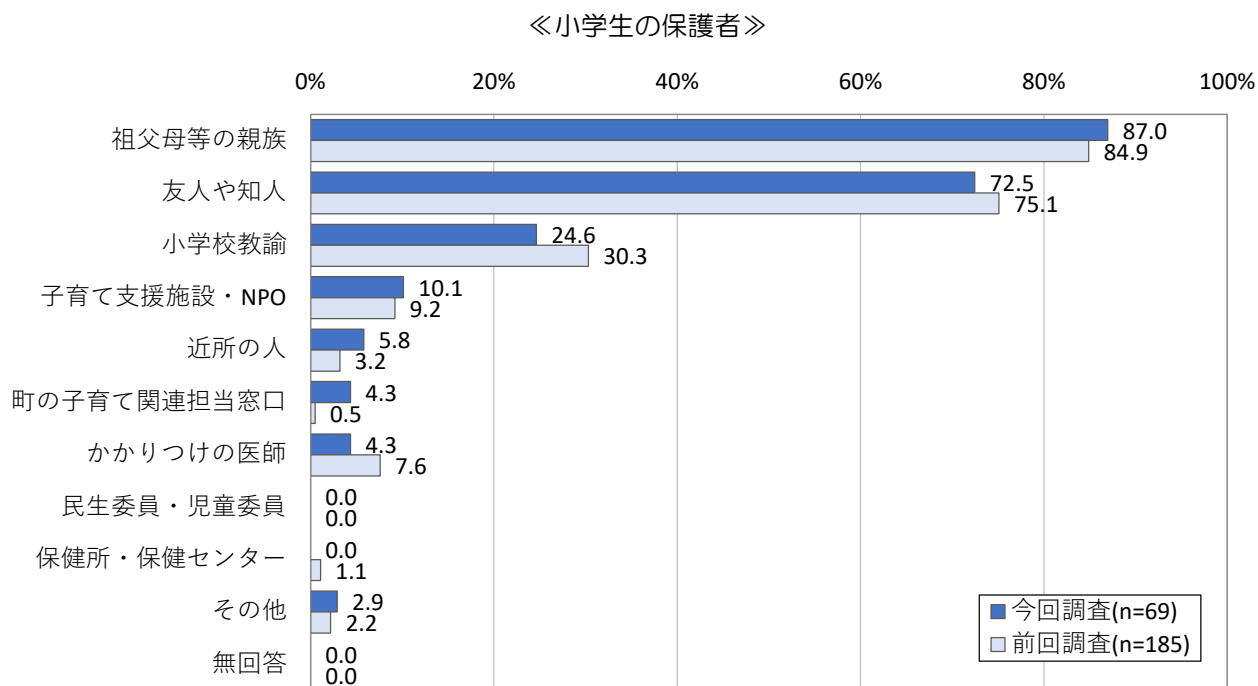
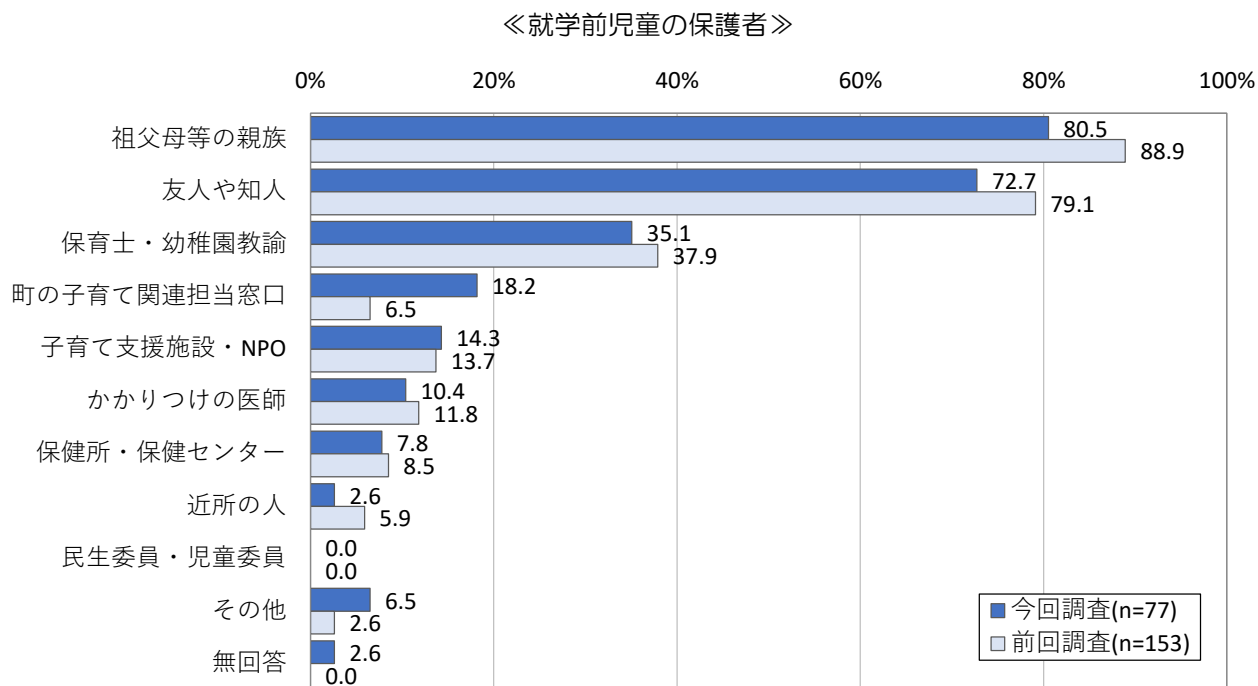
《小学生の保護者》



## ②子育て（教育を含む）をする上で相談できる人（複数回答）

就学前児童の保護者は、「祖父母等の親族」（80.5%）、「友人や知人」（72.7%）が多い状況です。前回調査と比較すると、上位回答の傾向は同じですが「町の子育て関連担当窓口」の割合が前回調査から11.7ポイント高くなっています。

小学生の保護者は、「祖父母等の親族」（87.0%）、「友人や知人」（72.5%）が多く、前回調査と比較しても大きな差異はみられません。

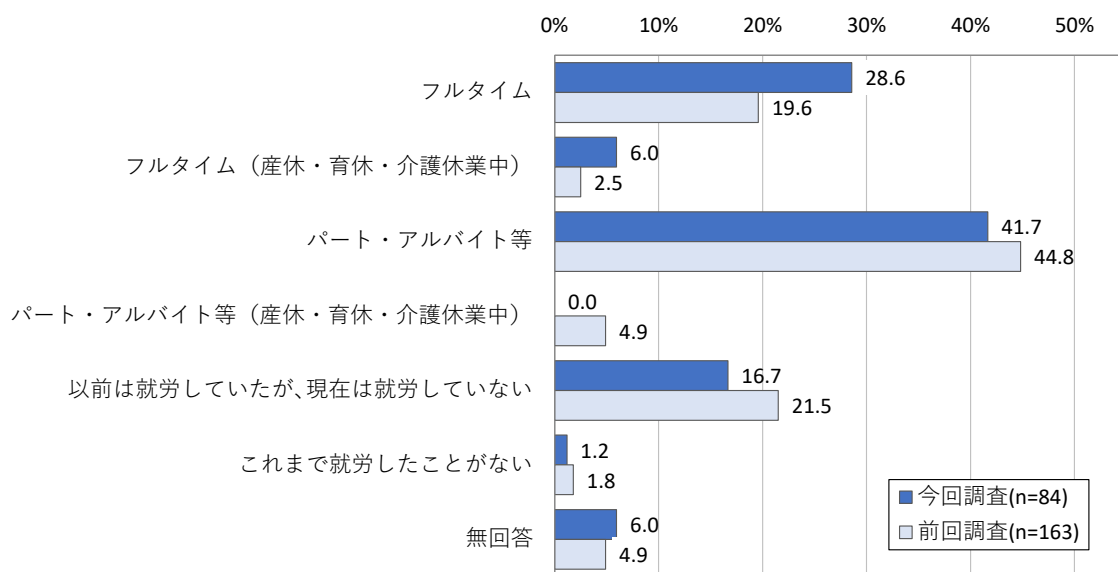


### ③母親の就労状況

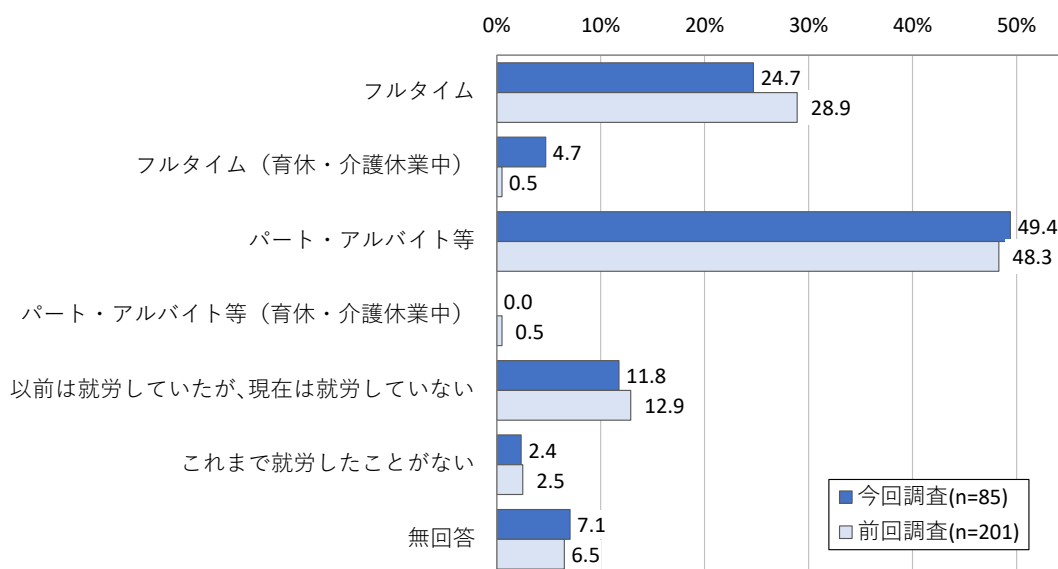
就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が41.7%で最も多く、次いで「フルタイム」が28.6%が続いています。前回調査と比較すると、休業中を含めると「フルタイム」が12.5ポイント高く、「パート・アルバイト等」が8.0ポイント低くなっています。また、就労していない母親の割合も低くなっています。

小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が49.4%で最も多く、次いで「フルタイム」が24.7%が続いています。前回調査と比較すると、休業中を含めると「フルタイム」「パート・アルバイト等」ともに前回と大きな差異はみられない状況です。

《就学前児童の母親》



《小学生の母親》

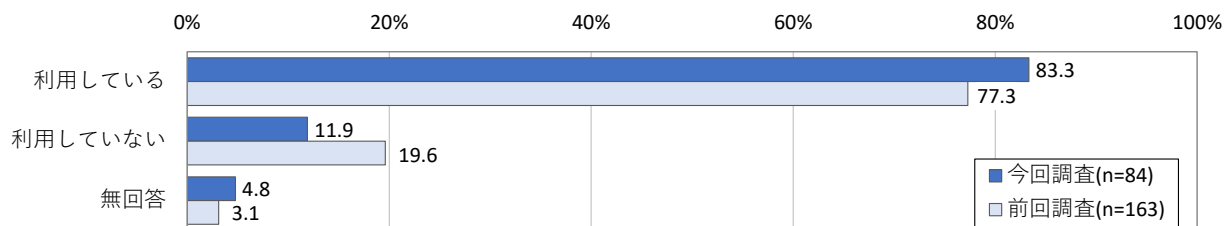


#### ④現在の教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

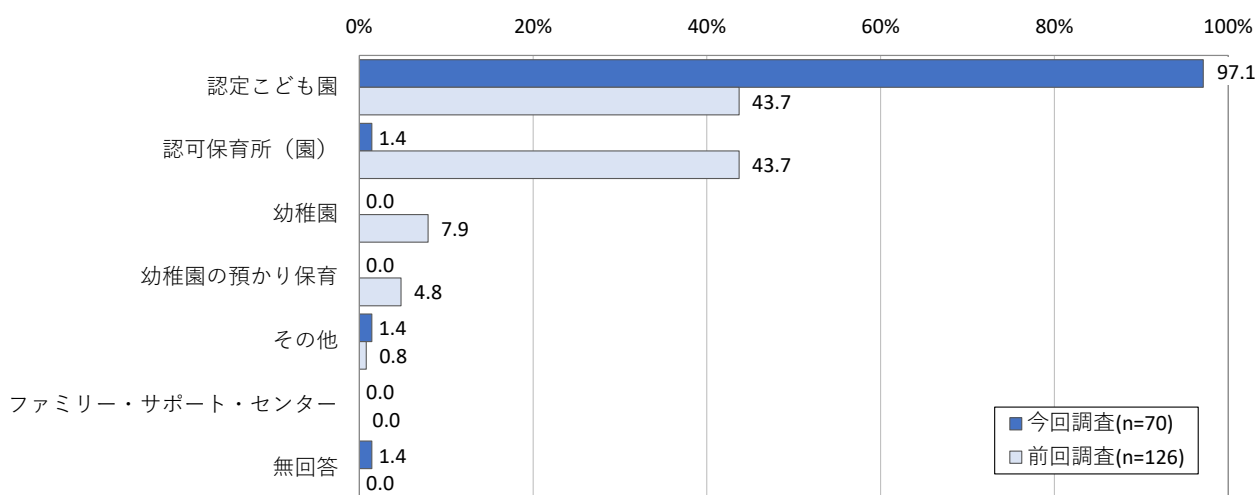
現在、定期的に教育・保育事業を「利用している」人は83.3%で、前回調査と比べて6ポイント高くなっています。

利用している教育・保育事業は「認定こども園」が97.1%を占めており、前回調査以降に白糠保育園と二葉幼稚園が併合して白糠こども園に移行したことが調査結果に出ています。

《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》



《利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》



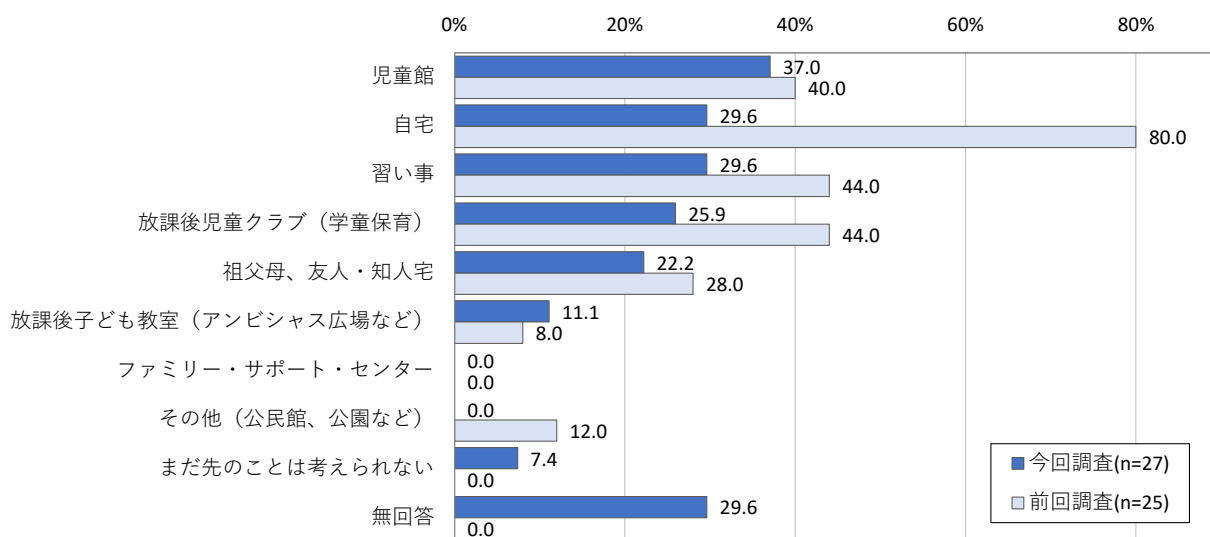
## ⑤放課後に過ごさせたい場所（就学前児童）

5歳以上のお子さんがある保護者に対して、小学校入学後、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「児童館」が37.0%で最も多く、次いで「自宅」「習い事」（ともに29.6%）が続いています。

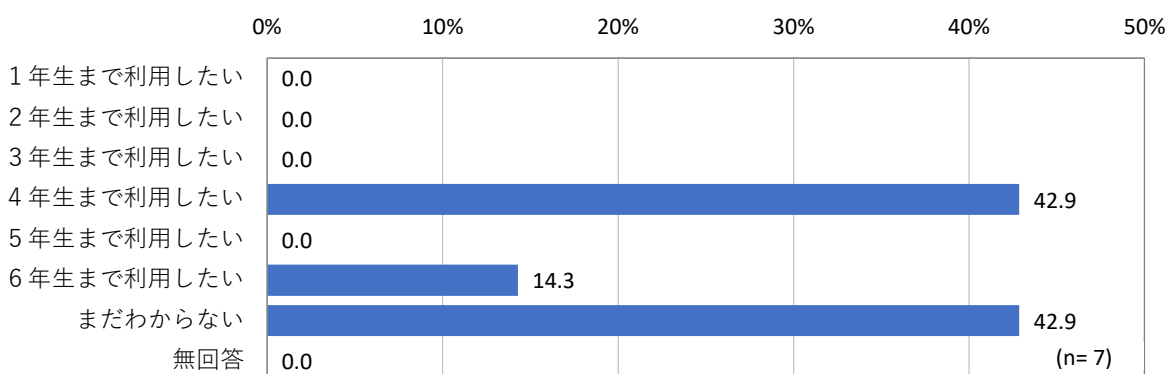
前回調査と比較すると、「自宅」が80.0%から50.4ポイント低くなっているほか、「習い事」や「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合も10ポイント以上低くなっています。

放課後を「放課後児童クラブ」で過ごしてほしい保護者は「4年生まで利用したい」「まだわからない」と回答している人がそれぞれ42.9%（3人）となっています。

《放課後に過ごさせたい場所（複数回答）》



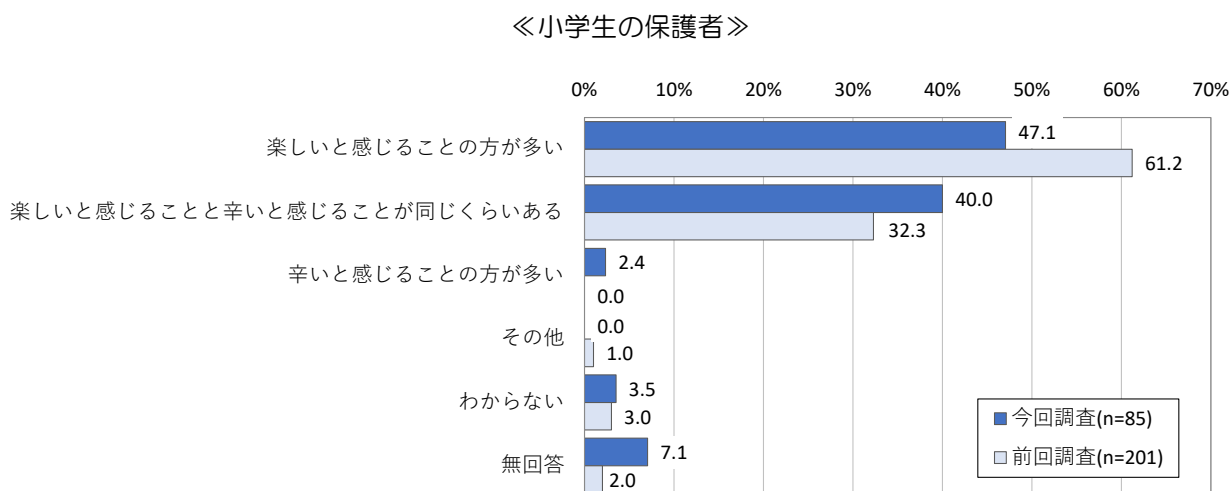
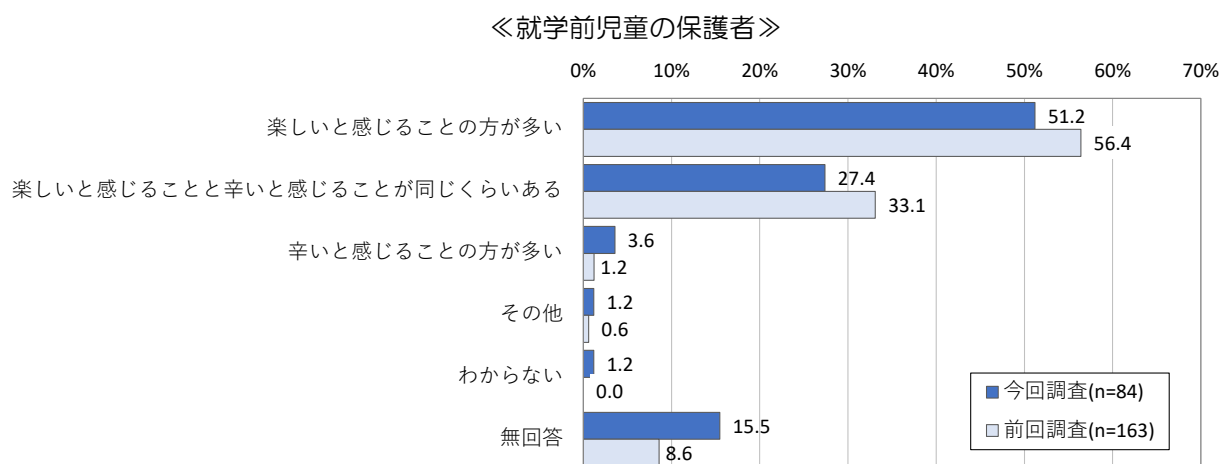
《放課後児童クラブを何年生まで利用したいか》



## ⑥子育て・教育で感じること

子育てをする上で「楽しいと感じることの方が多い」の割合は、就学前児童の保護者が51.2%、小学生の保護者は47.1%で、どちらも「辛いと感じることの方が多い」の割合を大きく上回っています。

また、「楽しいと感じることの方が多い」の割合を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者は5.2ポイント、小学生の保護者は14.1ポイント低くなっています。

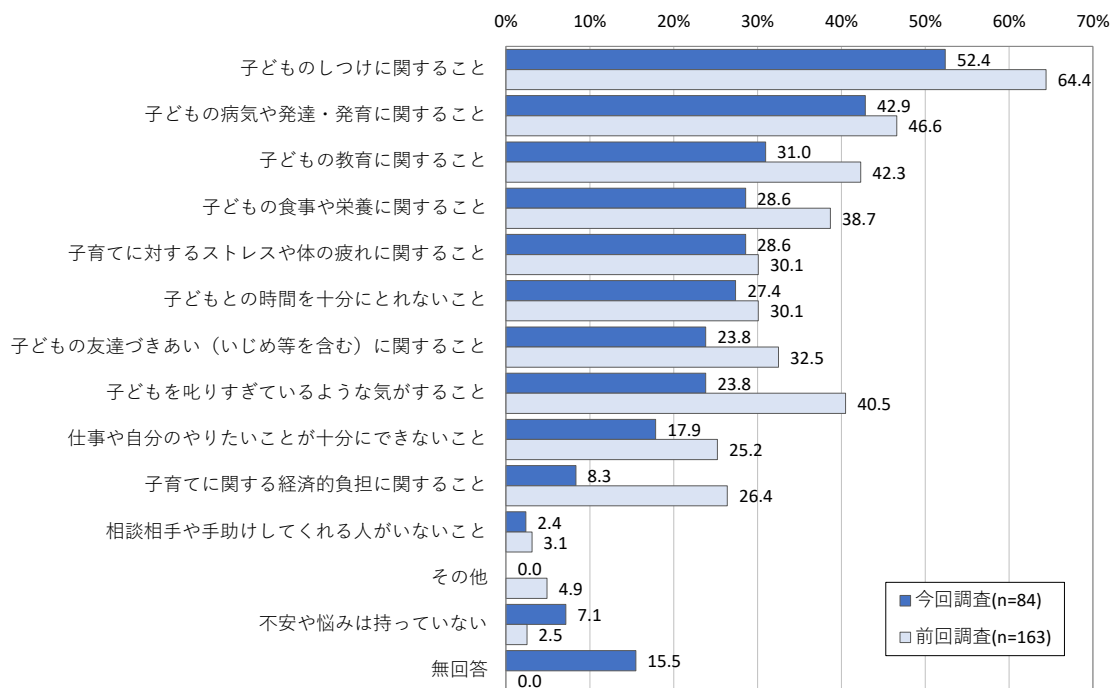


## ⑦子育てに関する不安や悩み（複数回答）

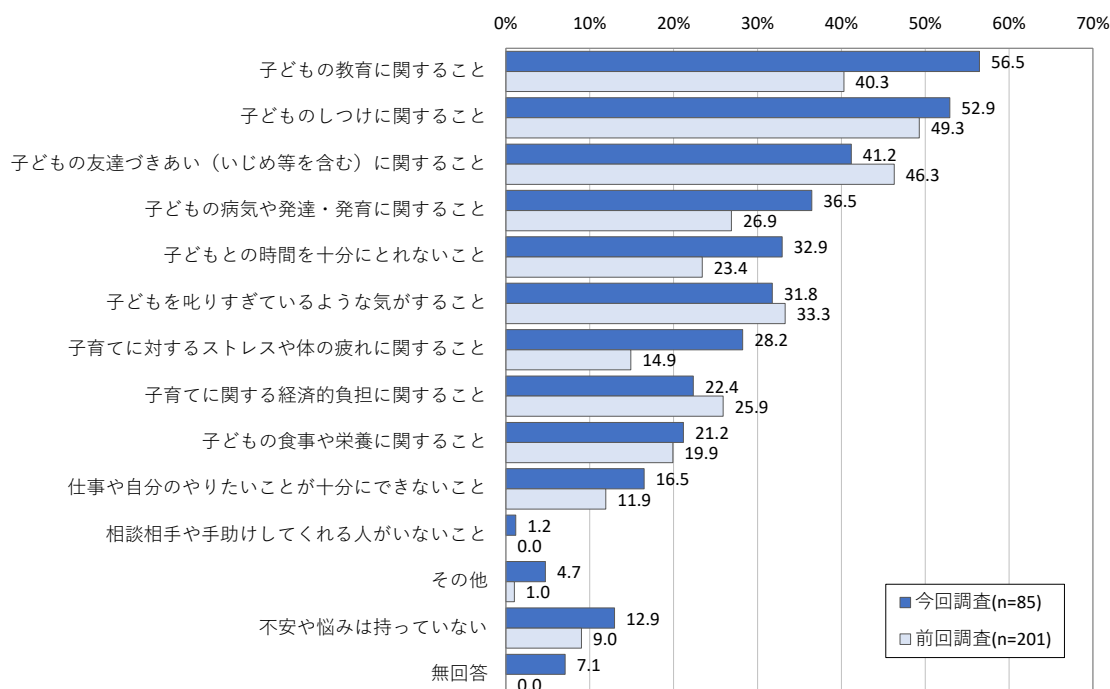
就学前児童の保護者は、「子どものしつけに関すること」が52.4%で最も多く、次いで「子どもの病気や発達・発育に関すること」（42.9%）が続いています。

小学生の保護者は、「子どもの教育に関すること」が56.5%で最も多く、次いで「子どものしつけに関すること」（52.9%）が続いています。

《就学前児童の保護者》



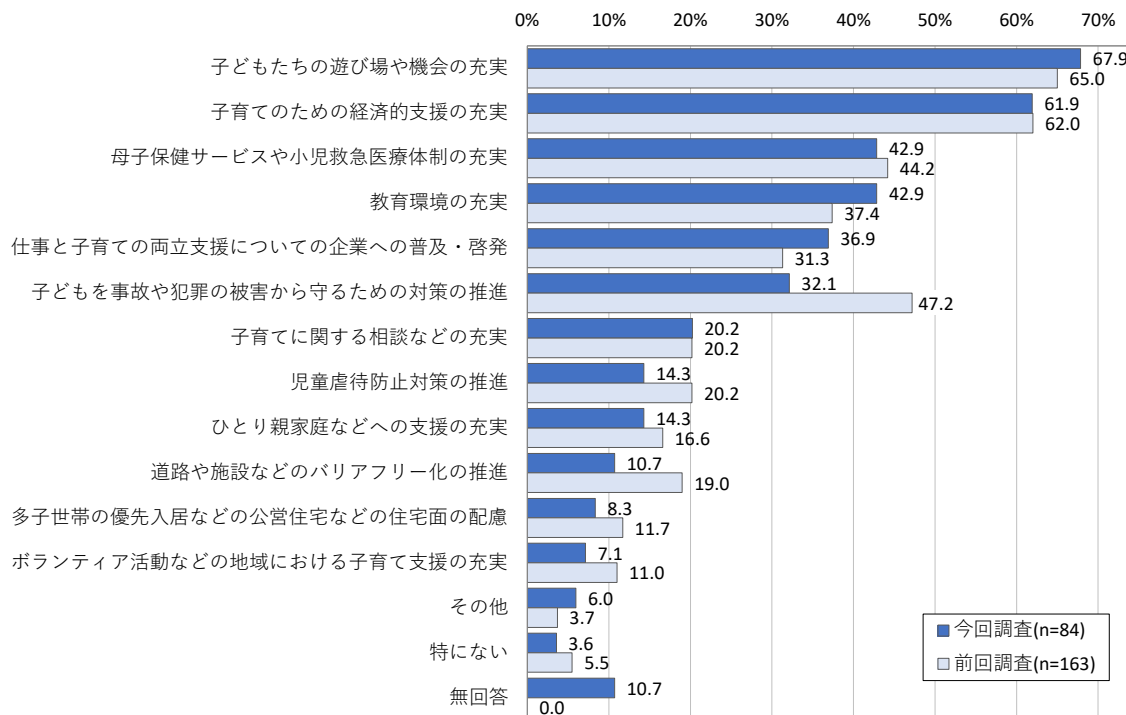
《小学生の保護者》



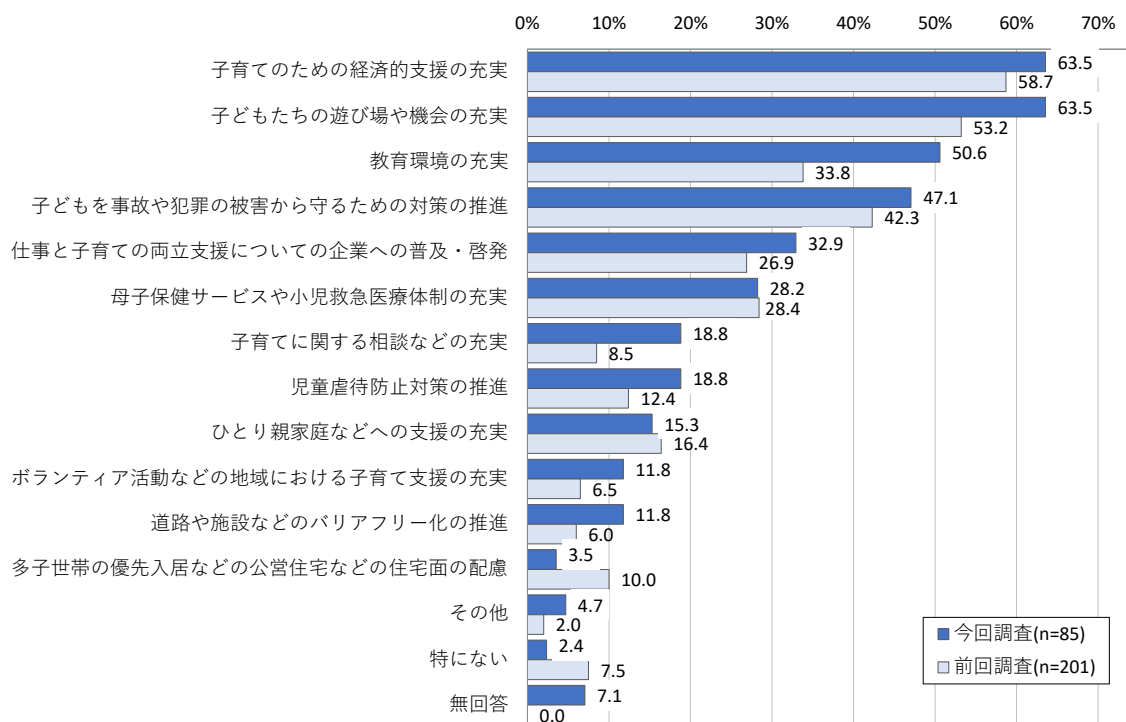
## ⑧充実してほしい子育て支援（複数回答）

就学前児童、小学生児童の保護者ともに「子どもたちの遊び場や機会の充実」、「子育てのための経済的支援の充実」が60%を超え多くなっています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》





## 第3章 第二期計画の実施状況

---

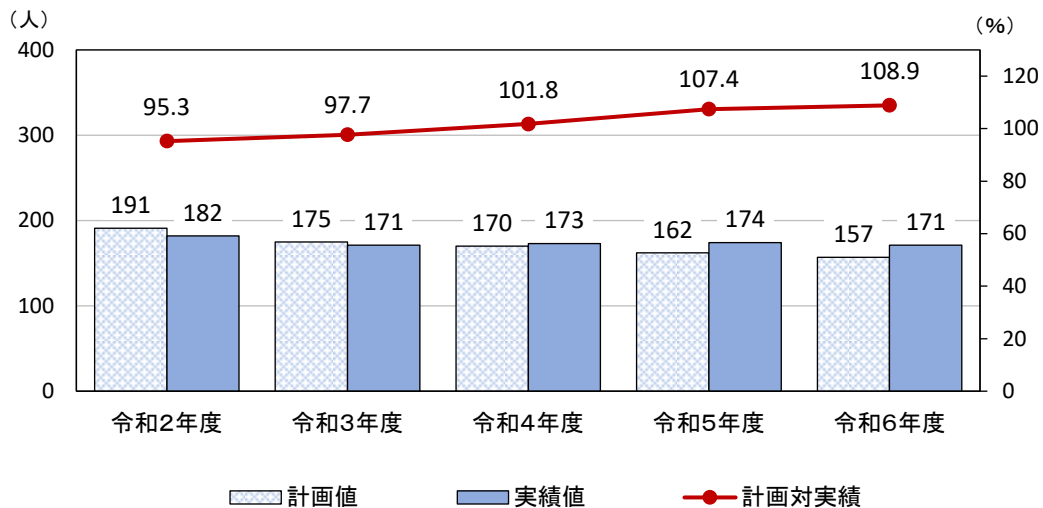


# 1 児童数の状況

第二期計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数及び小学生児童数の令和4年度以降の実績値はともに推計値を上回って推移しています。

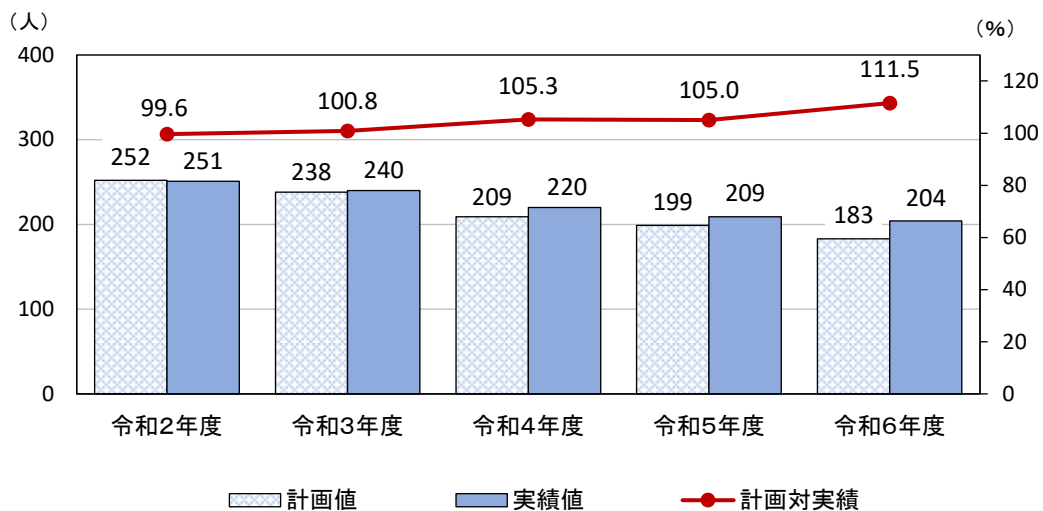
児童数の推計値と実績値の乖離は年を追うごとに大きくなっており、令和6年度は就学前児童数の実績値が計画値の108.9%、小学生児童は111.5%となっています。

## ■就学前児童数の推移



※実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ■小学生児童数の推移



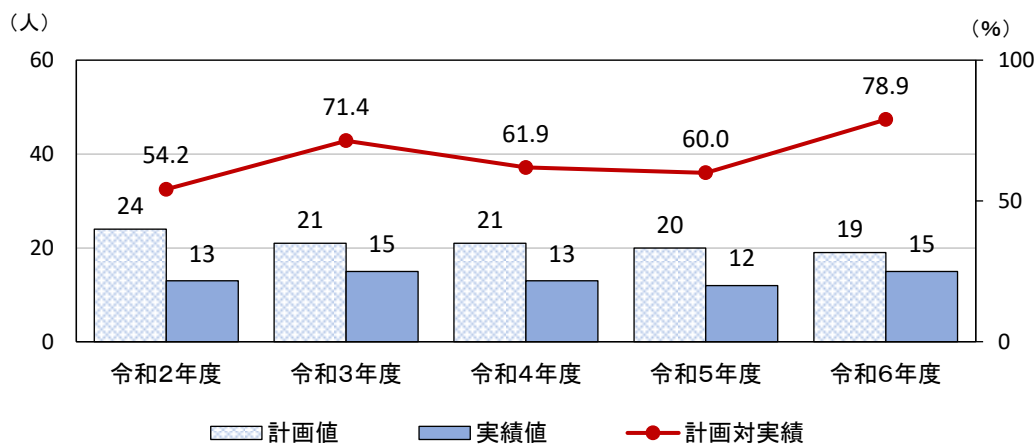
※実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 教育・保育事業の状況

### (1) 1号認定（認定こども園／3歳以上）

計画期間内における1号認定（認定こども園の教育部分の利用者数）の実績値は計画値を下回って推移しており、計画対実績でみると80%未満の利用にとどまりました。

#### ■ 1号認定の計画値と実績値

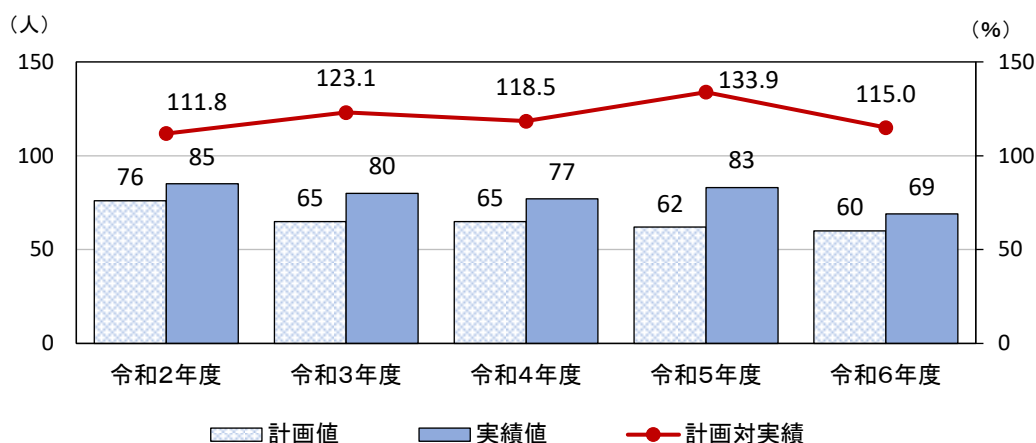


※各年4月1日現在

### (2) 2号認定（認定こども園・保育所／3歳以上）

計画期間内における2号認定（3歳以上で認定こども園の保育部分又は保育所の利用者数）の実績値は計画値を上回って推移しており、計画に対して110%以上の利用実績となりました。

#### ■ 2号認定の計画値と実績値

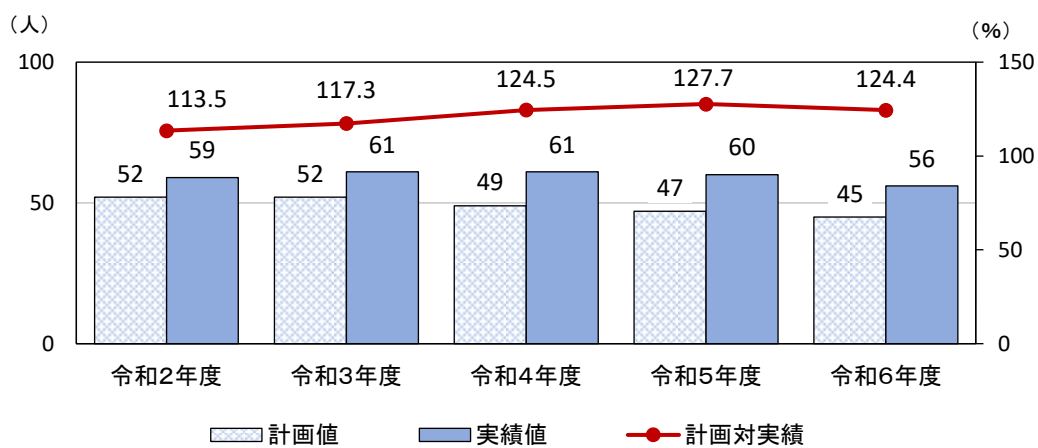


※各年4月1日現在

### (3) 3号認定（認定こども園・保育所／3歳未満）

計画期間内における3号認定（3歳未満で認定こども園の保育部分又は保育所の利用者数）の実績値は計画値を上回って推移しており、計画に対して110%以上の利用実績となりました。

#### ■ 3号認定の計画値と実績値



※各年4月1日現在

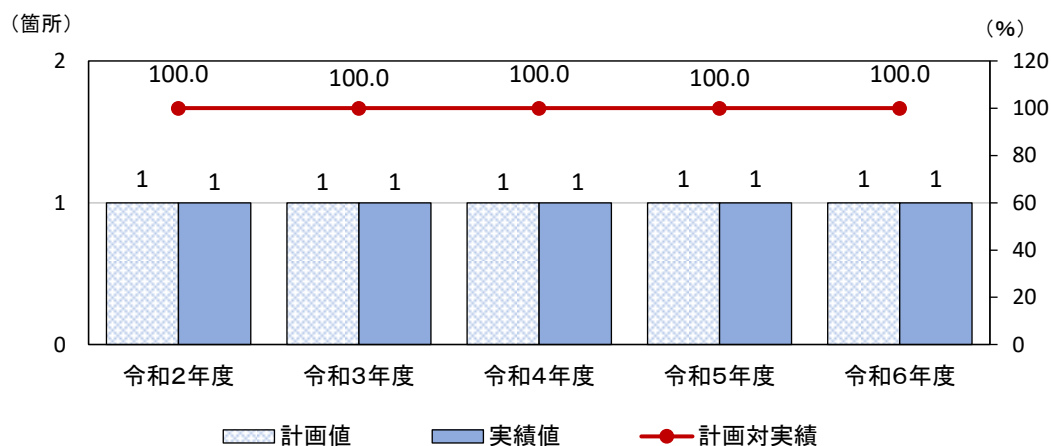
### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

#### (1) 利用者支援事業

利用者支援事業は母子保健型として計画どおり令和2年度から1箇所を設置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行いました。

なお、母子保健型の利用者支援事業は令和7年度からこども家庭センター型に名称が変更されます。

##### ■利用者支援事業の計画値と実績値（実施箇所数）

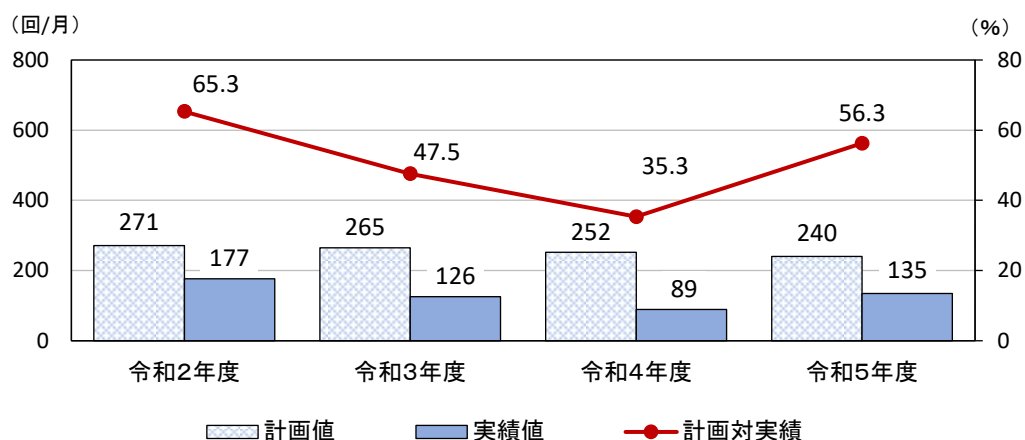


#### (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

本町では白糠町子育て支援センターとして実施しており、子育て相談のほか親子のふれあい、交流の場として子育てルーム開放や親子遊びを実施しています。

計画期間内における当事業の利用者数実績は計画値を下回って推移しており、令和5年度は月あたり延べ135回の利用にとどまりました。

##### ■地域子育て支援拠点事業の計画値と実績値（月あたり延べ利用回数）

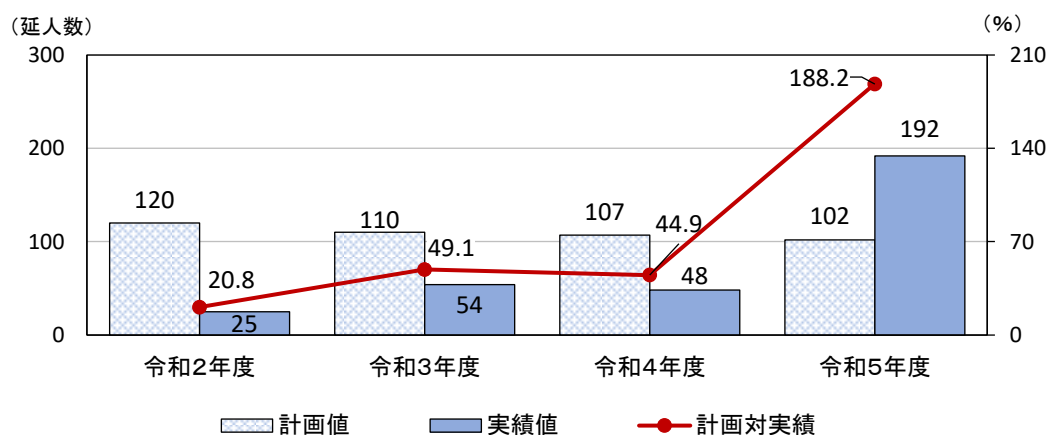


### (3) 一時預かり事業

本町では認定こども園及び白糠立正保育園で一時預かり事業を実施しており、計画期間における利用者数実績は令和5年度に大きく伸び、延べ192人が利用しました。

なお、計画策定時点では実施を見込んでいなかった幼稚園型の一時預かり事業（預かり保育）は、令和5年度から事業を実施しており、延べ1,249人の利用がありました。

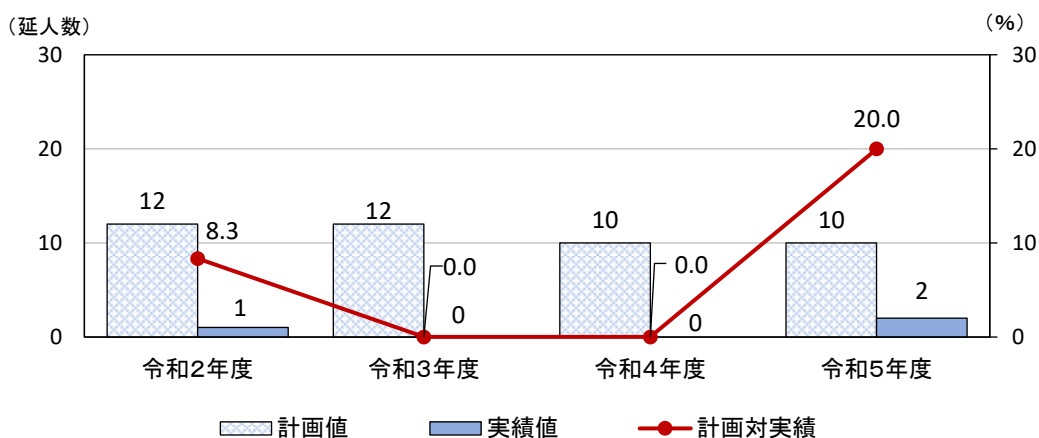
#### ■一時預かり事業（幼稚園型以外）の計画値と実績値（延べ利用人数）



### (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

本町では白糠町子育て支援センターのファミリーサポート事業として当事業を実施しており、計画値と比較すると利用実績は大きく下回って推移しました。

#### ■子育て援助活動支援事業の計画値と実績値（延べ利用人数）



## （５）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

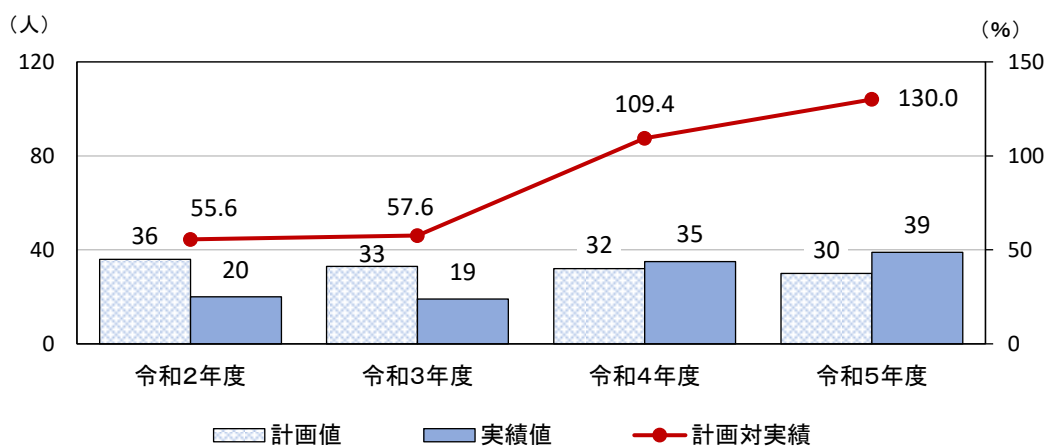
本町では令和２年度から令和５年度において子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

なお、当事業は児童養護施設「釧路まりも学園」への委託により令和６年度から開始しました。

## （６）延長保育事業（時間外保育事業）

本町では認定こども園及び白糠立正保育園で延長保育事業を実施しており、計画期間における実利用者数は増加傾向で推移しており、令和５年度は39人（計画対実績で130%）が利用しました。

### ■延長保育事業の計画値と実績値（実利用人数）



## （７）病児・病後児保育事業

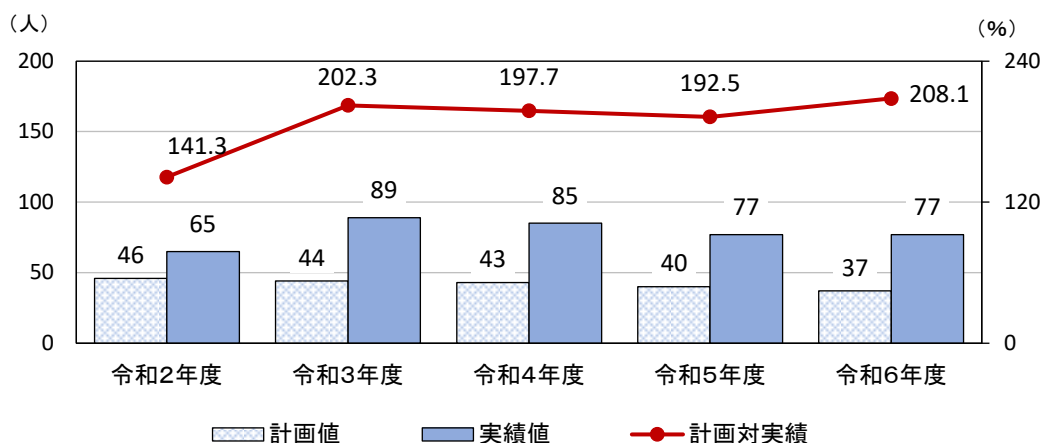
本町では計画期間内において病児・病後児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

## (8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本町ではやまびこ児童館、ふれあい児童館にて当事業を実施しており、計画期間における実利用者数は令和3年度に増加して89人となり、その後は減少傾向で推移しました。

計画値との比較でみると実績は計画を大きく上回って推移しており、令和3年度以降は計画値に対して約200%の利用実績となっており、主に低学年の利用が伸びたことがその要因となっています。

### ■放課後児童健全育成事業の計画値と実績値（実利用人数）



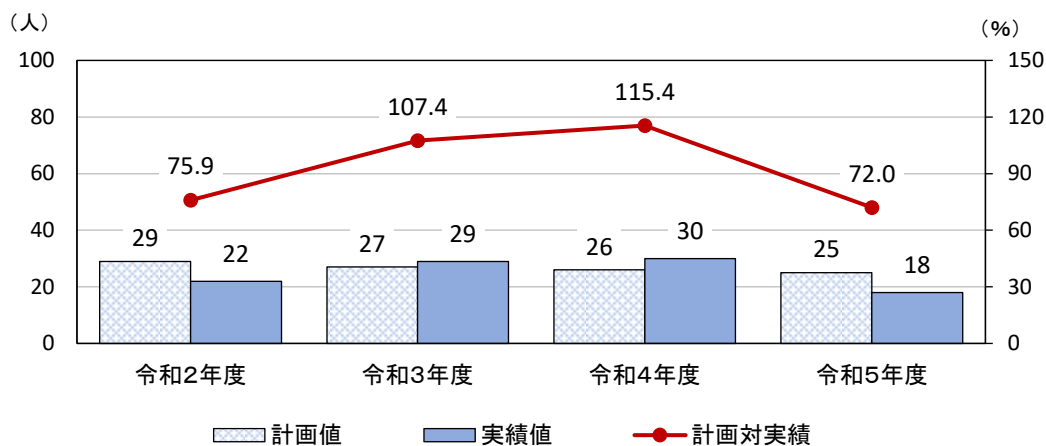
| 区分     | 単位  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値（計） | 実人数 | 46    | 44    | 43    | 40    | 37    |
| 1年生    |     | 11    | 15    | 11    | 11    | 10    |
| 2年生    |     | 12    | 10    | 14    | 10    | 10    |
| 3年生    |     | 10    | 8     | 7     | 10    | 7     |
| 4年生    |     | 7     | 7     | 6     | 5     | 7     |
| 5年生    |     | 4     | 2     | 3     | 2     | 2     |
| 6年生    |     | 2     | 2     | 2     | 2     | 1     |
| 実績値（計） |     | 65    | 89    | 85    | 77    | 77    |
| 1年生    |     | 18    | 27    | 17    | 19    | 27    |
| 2年生    |     | 20    | 22    | 27    | 13    | 19    |
| 3年生    |     | 15    | 18    | 18    | 22    | 12    |
| 4年生    |     | 7     | 16    | 12    | 9     | 14    |
| 5年生    |     | 2     | 4     | 10    | 7     | 2     |
| 6年生    |     | 3     | 2     | 1     | 7     | 3     |

※各年5月1日現在

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

本町では早期新生児訪問、新生児訪問として実施しており、令和3年度から令和4年度は計画を上回る実績で推移しました。

■乳児家庭全戸訪問事業の計画値と実績値（実人数）

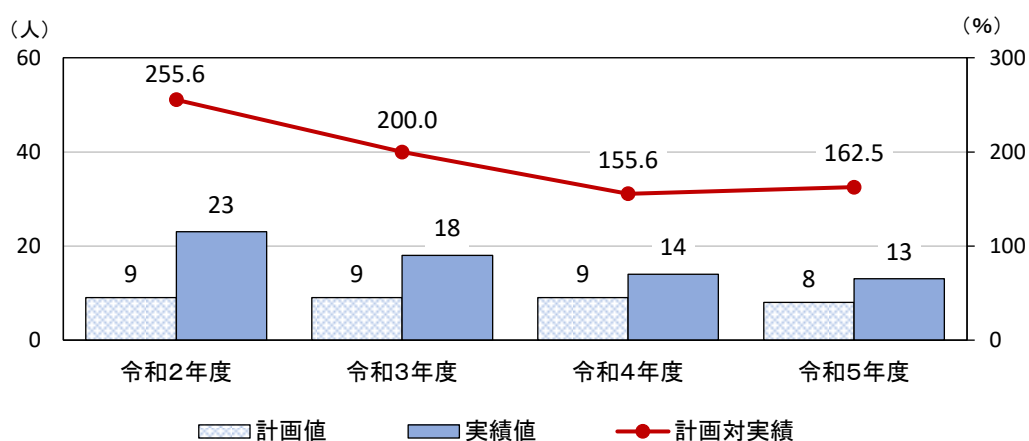


## (10) 養育支援訪問事業

本町では早期新生児訪問、新生児訪問により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して相談や支援を行っています。

当事業は令和2年度の延べ23人から減少傾向で推移していますが、計画値との比較でみると実績は計画を大きく上回って推移しており、令和5年度は162.5%となっています。

■養育支援訪問事業の計画値と実績値（実人数）

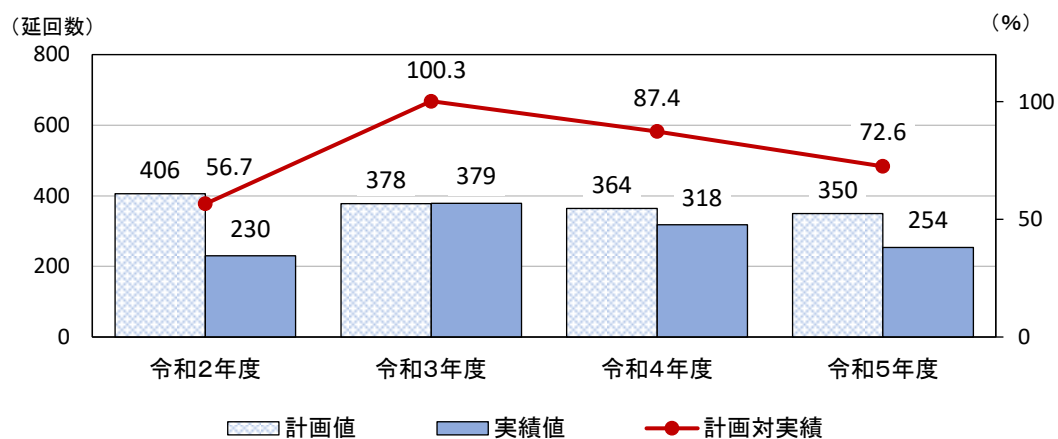


## (11) 妊婦健康診査事業

計画期間における妊婦健康診査事業の受診回数は令和3年度の延べ379回から減少傾向で推移しており、令和5年度は延べ254回となっています。

計画値との比較でみると実績は計画を概ね下回って推移しました。

### ■ 妊婦健康診査事業の計画値と実績値（延べ受診回数）





## 第4章 計画の基本的な考え方

---



# 1 基本理念

---

子ども・子育て支援法では、市町村の責務として「子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。」と規定されています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないとされています。

本町では、令和2年度から5年間、第二期計画を推進し、様々な子育て支援を行ってきました。

しかし、いまだ子育てに不安や負担を感じる家庭が見受けられ、全ての家庭が自信をもって子育てができるよう応援することが大切です。

そのため、第二期計画の基本理念「お互いの力で築くまちづくり・こどもたちの笑顔輝くまちづくり」を継承し、本計画の基本理念とします。

**基本理念**      **お互いの力で築くまちづくり・  
こどもたちの笑顔輝くまちづくり**

## 2 基本方針

---

子ども・子育て支援にあたっては、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の4つの柱を基本方針とします。

### (1) 子どもを権利の主体として認識し、権利を保障するとともに子どもの今とこれからの最善の利益を図る

子どもは保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

子どもの権利を保障し、子どもの今とこれからのための最善の利益を図るため子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

また、成育環境等によって差別的取り扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り救済します。

### (2) 子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながらともに進めていく

子どもが自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。子どもの最善の利益を実現する観点から、施策や事業を推進する際に子どもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重します。

### (3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

子どもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えます。

### (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする

愛着を土台として、全ての子どもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し自分らしく社会生活を営むことができるよう取組を推進します。

また、困難な状況にある子どもや家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

### 3 基本目標

---

本計画では、次の3つを基本的な目標として子育て支援施策を推進します。

#### 基本目標1 「子育てを地域で支える」まちづくり

近年核家族化が進み、地域での近隣関係の希薄化等により、子育ての協力を頼んだり、悩みごとの相談や、情報交換相手がいないなど、子育て家庭が孤立しやすくなり、子育て支援を受けにくい状況になっています。

子育ての不安や負担の多くは、子育てが家庭内に閉ざされ孤立しているという状況が原因と考えられます。

このような不安や負担を和らげるために、こどもや親の身近な生活の場となる地域で、こどもたちを見守り、育てていくことができるよう、多様なニーズにこたえる教育・保育サービスや子育て支援サービスを提供していくほか、子育て情報の収集や提供、子育て支援団体との連携などネットワーク化を推進します。

また、ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待の防止、さらには障がい児及びその家庭への支援等、保護を必要とするこどもや家庭のための各種施策を推進します。

#### 基本目標2 「安心してこどもを産み育てる」まちづくり

地域で安心してこどもを産み育てることや、子育ての喜びを実感できる社会実現のためには、子育てに十分な時間を充てられる働き方を実現するなど、子育て家庭の不安や負担を解消していく必要があります。

安心して子育てができるよう、妊娠、出産におけるケアを充実し、健康面での不安を取り除くとともに、子育てに関する知識の習得や精神面での支援を充実させます。

また、男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めるための啓発活動を推進します。

#### 基本目標3 「こどもをいつくしむ」まちづくり

次代の担い手であるこどもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

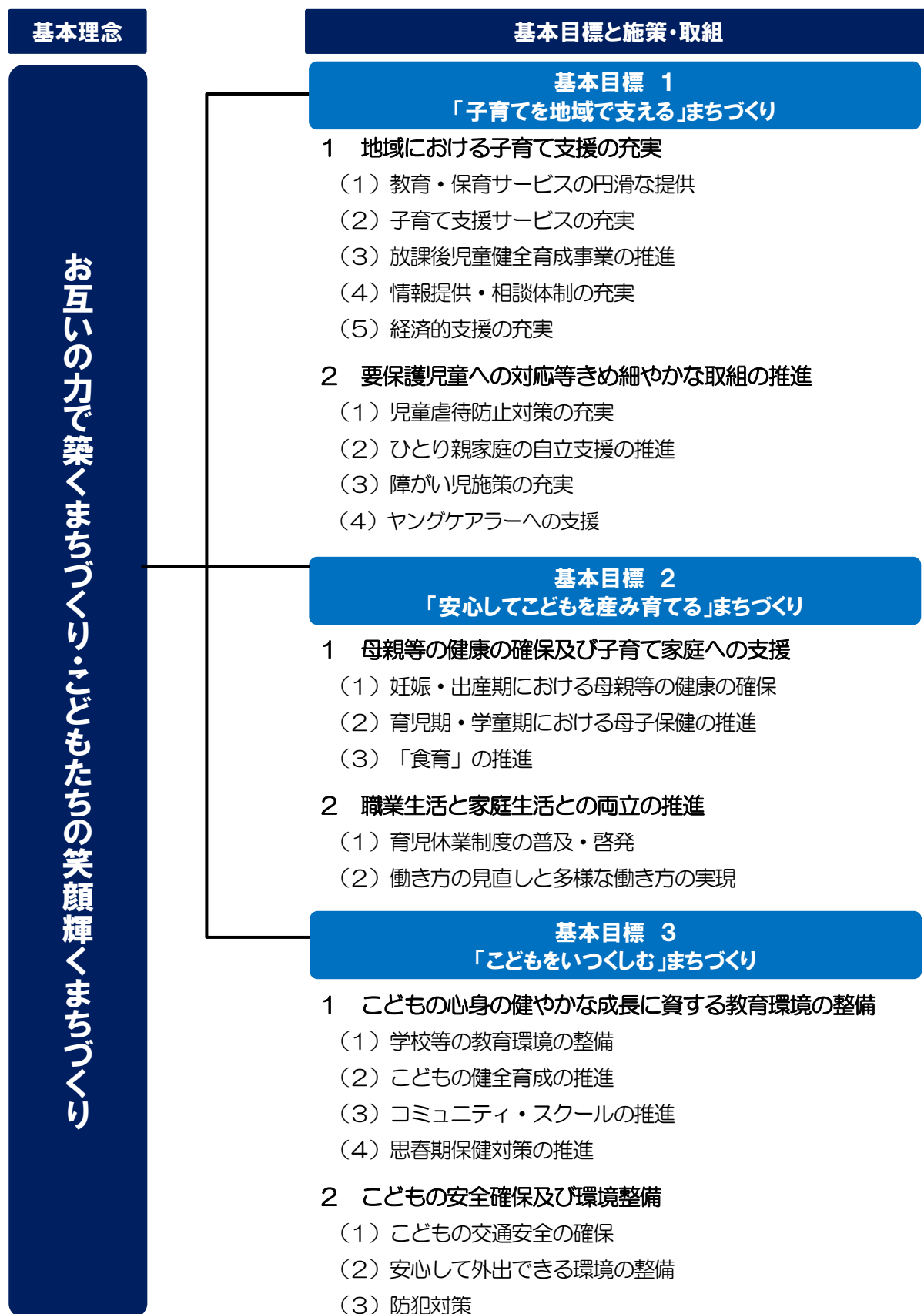
今後も学校における教育環境の充実に努めるとともに、いじめ、不登校など児童生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツや芸術活動の振興を図るなど、心も体も健やかに育つ環境の整備に努めます。

また、こども一人ひとりの安全と安心の確保のため、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故・犯罪等の危険から守るため、交通安全対策や防犯対策を図るとともに、安心して子育てができる環境整備を推進します。

さらに、こどもの遊び場、道路や公共施設の安全性の確保を図り、子育て家庭が活動しやすい環境づくりに努めます。

## 4 施策の体系

本計画の体系を次のとおり構成し、総合的、計画的な施策の展開を図ります。



## 第5章 施策の展開

---



# 基本目標1 「子育てを地域で支える」まちづくり

---

## 1 地域における子育て支援の充実

### (1) 教育・保育サービスの円滑な提供

認定こども園及び白糠立正保育園による教育・保育サービスの提供体制を今後も継続するとともに、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育を推進します。

近年は3歳未満児の受け入れニーズが高まっていることから、0歳児～2歳児の受け入れ体制を十分に確保します。

また、支援を必要とするこどもに対しては、こどもの発達の状態に応じて保育士を加配するなど支援の充実に努めます。

### (2) 子育て支援サービスの充実

#### ①地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

白糠町子育て支援センターの子育て相談を通じて保護者の子育てに関する不安や悩みに対する支援を行います。また、子育てルーム解放や親子遊び等を開催し、親子のふれあいの場、保護者同士の交流の場としての機能を提供します。

#### ②一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者のパート就労や病気等により保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、認可保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図る事業です。

本町では令和5年度から一時預かり事業の利用料を無料化したほか、令和6年度からは認定こども園の受入拡充事業として全てのこどもの受け入れを開始しました。

今後も当事業を通じて、保護者のパート就労や病気、育児負担の軽減やリフレッシュ等によるこどもの一時預かりとして活用いただくとともに、町外からの里帰り出産や帰省によるこどもの預かりに対応できる体制を提供します。

#### ③幼稚園での預かり保育事業

幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援するため、在園児を教育時間終了後にも引き続き預かる事業で、令和5年度から当事業の利用料を無料化しました。

今後も当事業を無料で利用できる体制を継続します。

#### ④子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

子育て援助活動支援事業は、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的なこどもの預かりなどの援助活動を行う組織で、本町では白糠町子育て支援センターのファミリーサポート事業として実施しています。

今後も事業の周知を通じて依頼会員・提供会員の増加を図るとともに、依頼会員・提供会員の交流機会を増やし、当事業を気軽に利用できる環境づくりに努めます。

#### ⑤子育て短期支援事業（ショーツステイ事業）

ショーツステイ事業は、保護者が出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に、児童福祉施設等でこどもを短期間預かる事業です。

本町では令和6年度から児童養護施設「釧路まりも学園」への委託により当事業を開始しています。今後も当事業の提供体制を確保するとともに当事業の周知を継続し、支援を必要としている世帯の利用を促進します。

#### ⑥延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、認定こども園及び白糠立正保育園において通常の利用時間を延長して保育を実施しており、令和5年度から当事業の利用料を無料化しました。

今後も当事業を無料で利用できる体制を継続し、就労世帯への支援を行います。

#### ⑦病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、保護者が就労等の理由により家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

病児・病後児保育については、町内において実施可能な機関がないことから、計画期間内に今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

### （3）放課後児童健全育成事業の推進

放課後に保護者がいない家庭の小学生に対する健全育成事業として、やまびこ児童館及びふれあい児童館に放課後児童クラブを開設しています。

今後も当事業の安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、利用する児童が心身とも健やかに育成されるよう努めます。

### （4）情報提供・相談体制の充実

#### ①利用者支援

本町では子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産後の妊産婦とその家族を対象として子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。

今後は子育て世代包括支援センターの機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けた準備を進めます。

#### ②地域での情報提供・相談事業

本町では行政窓口だけでなく白糠町子育て支援センターで子育てに関する情報提供や相談対応を行っています。

誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるよう、今後も相談体制を継続するとともに関係機関との連携を通じて相談体制の充実を図ります。

## **(5) 経済的支援の充実**

子育て中の家庭に対し、経済的負担の軽減に関する諸制度の周知に努め、手当等の支給やこどもの医療費の助成を行うことにより経済的負担が軽減され、家庭における生活の安定と児童生徒の健全な育成等、住民が安心して子育てできるよう支援していきます。

また、出産祝い金の支給、こどもの医療費無料化、保育料の無料化などの各分野にわたる一体的な施策「“太陽の手” 子育て支援」を推進します。

## **2 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進**

### **(1) 児童虐待防止対策の充実**

#### **①児童虐待の未然防止**

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などを通じて、子育て世帯の状況を把握するとともに、必要に応じて支援を行うことで児童虐待の未然防止に努めます。

#### **②要保護児童対策地域協議会**

本町では児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止の観点から、地域、関係機関、関係団体が一体となった要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止対策を推進しています。

今後も定期的に協議会を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、見守りや支援体制を強化するとともに、迅速な問題解決に努めます。

併せて、児童虐待に関する研修等を開催し、関係機関等を通じた児童虐待の早期発見及び早期対応の向上を図ります。

#### **③児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置**

児童虐待に関する一元的な相談窓口としての機能と併せて児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行う「こども家庭センター」の設置に向けた準備を進めます。

### **(2) ひとり親家庭の自立支援の推進**

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細やかなサービスの展開と経済的自立や生活意欲の助長が必要となります。

そのため、ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるような情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務を行うとともに、ひとり親家庭等医療費助成などひとり親家庭を支援する制度の周知と利用促進を図ります。

### **(3) 障がい児施策の充実**

障がい児の健全な発達を促し、地域で安心して生活できるよう、行政窓口や「子ども発達支援センター」による相談支援体制を今後も継続するとともに、広域による24時間365日対応の相談支援サービスを提供します。

また、「子ども発達支援センター」や近隣自治体との連携により、障がいや発達の遅れのある幼児や児童に対する専門的な相談、指導及び療育訓練等の提供体制を確保します。

#### (4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーに関して一般市民だけでなく児童・生徒への周知を図ります。また、ヤングケアラーに相当する児童・生徒を把握した場合には相談支援を実施するとともに、必要に応じて福祉サービスや関係機関につなぎます。

## 基本目標2 「安心してこどもを産み育てる」まちづくり

---

### 1 母親等の健康の確保及び子育て家庭への支援

#### (1) 妊娠・出産期における母親等の健康の確保

##### ①妊婦相談支援

妊婦が心身ともに健康に過ごすことができるよう、妊娠届出の面接から相談対応や家庭訪問等を通じて継続的に妊娠期及び出産期における体調管理、生活習慣に関するセルフケアのアドバイスを実施します。

##### ②妊産婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制を確保するため、妊婦健診と超音波検査の費用を最大14回分、産婦健診の費用を最大2回分について一部助成を行います。

##### ③不妊治療費等助成事業

妊娠を強く望みながらも不妊に悩む夫婦が安心してこどもを産める環境を整えるため、不妊治療に係る自己負担分を全額助成します。

併せて、不妊治療に係る交通費や宿泊費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

##### ④産前・産後ケア事業

産前・産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職が支援を行う事業です。

本町では助産師による訪問と併せて、町外の助産院の協力によりデイケア・宿泊型のサービスを提供します。

##### ⑤情報提供や交流の場の提供

産前の夫婦への支援として「沐浴体験」や「妊婦体験」、産後うつや乳房ケアについて助産師が講話を行う「両親学級」を開催します。

また、妊娠中から子育て中の保護者が集まり、情報交換や育児相談等をする交流の場として「ママ♡こっこ広場」を開催します。

##### ⑥白糠子育てアプリ♡イコロの提供

スマートフォンやタブレットにアプリをダウンロードすることで母子手帳アプリとして活用できる「白糠子育てアプリ♡イコロ」を導入しています。

また、当アプリは母子手帳としての機能のほか、予防接種のスケジュール管理や子育て情報の配信、オンライン相談サービスも提供しています。

町民の子育てに係る利便性の向上に寄与するため、今後も当アプリの周知及び利用促進を図ります。

## **(2) 育児期・学童期における母子保健の推進**

### **①乳児家庭全戸訪問事業（早期新生児訪問、新生児訪問）**

出産退院後、1週間程度で助産師が家庭訪問を行い、乳房トラブルや母乳の相談、母の体調や新生児の体重のことなど、退院後も助産師による支援が継続できるよう早期訪問を行います。

また、生後約4週間で保健師が家庭訪問を行い、前回の訪問から順調に育児ができているかを確認し、予防接種や今後の健康相談・健康診査の案内を行います。

支援が必要な家庭には、適切なサービス提供につなげる等、継続して支援していきます。

### **②養育支援訪問事業**

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師等の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を継続します。

### **③乳幼児健康診査**

4か月児から3歳児（4か月児、9～10か月児、1歳6か月児・3歳児）を対象に乳幼児健診を実施するとともに、育児相談や栄養相談、歯科診察、歯科相談などを行います。

身体計測、診察などを通じて疾病や心身障がいの早期発見に努め、早期治療・早期療育を促します。また、心身・運動・言語の発達確認と養育者に対して育児相談や育児不安の解消に向けて個々の状況に応じた支援に努めます。

### **④健康相談**

生まれてから急激に成長する時期のお子さんの成長と一緒に確認するとともに、育児の不安や悩みを解消するため、母子健康相談（2か月児、7か月児、12か月児）を実施します。

併せて、疾病の早期発見や発達相談等を目的として2歳児健康相談を実施します。

### **⑤予防接種**

感染症の発症及び重症化を予防するため、各種予防接種を実施します。

また、接種率向上と子育て世帯の負担軽減のため、定期予防接種の無料化を継続します。

### **⑥フッ素塗布**

満1歳から小学校就学前までのお子さんの虫歯予防対策としてフッ素塗布や歯科指導、更に虫歯のあるお子さんに対して虫歯進行止め（サホライド塗布）を年4回無料で実施します。

### **(3)「食育」の推進**

#### **①食育の周知・啓発**

幼児期から正しい食生活習慣を身につけ、食を通じた豊かな人間性の形成や家庭づくりによる心身の健全育成を図るため、訪問や乳幼児健康診査など様々な機会を通じて栄養や食生活に関する健康教育や相談支援を実施します。

#### **②食育教室の開催**

こどもが食育に触れる機会づくりの一貫として、子育て支援センターや児童館等と連携により食育教室を開催します。

#### **③給食の提供**

学校において安全・安心な食材を使った栄養バランスのとれた食育の教材となる給食を提供します。

#### **④食生活改善推進員との連携**

食生活改善推進員との連携により食育に関する講座や教室等を開催します。

## **2 職業生活と家庭生活との両立の推進**

### **(1) 育児休業制度の普及・啓発**

町ホームページや広報などで、育児休業制度の普及・啓発に努め、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう働きかけを行い、取得率の向上を図ります。

### **(2) 働き方の見直しと多様な働き方の実現**

男女平等参画社会の実現やワーク・ライフ・バランスの推進に関する広報・啓蒙活動を推進し、男性を含めた働き方や就業体制の見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える働きやすい環境の整備に努めます。

## 基本目標3 「こどもをいつくしむ」まちづくり

---

### 1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 学校等の教育環境の整備

##### ①情報機器整備事業

児童・生徒用パソコン（タブレット）の適切な維持管理及び更新を図るとともに、ネットワーク環境の充実を図り、児童・生徒が情報機器を使用する環境を良好に維持します。

また、校務支援システムの活用を始め、校務の効率化や授業の質の向上を図るため、校務のデジタル化に関する取組を推進します。

##### ②外国語指導助手（ALT）の配置

外国人の英語指導助手等を任用し、小・中学校における外国語教育の向上を図ります。

##### ③放課後学習サポート事業

小学校低学年の段階から学習の仕方や主体性、自主性を身に付け、基礎学力の定着を図っていくことを目的として放課後学習サポート事業を実施します。

#### (2) こどもの健全育成の推進

##### ①様々な体験活動の推進

郷土を愛する心を培うふるさと教育を推進し、心豊かな青少年の育成を図るため、学校・家庭・地域と連携し、体験活動や学習機会を提供します。

##### ②スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ教室などの事業やスポーツ団体が取り組む事業の開催を促進し、こどもが広くスポーツ・レクリエーション活動へ参加できる機会を提供します。

##### ③文化・芸術活動の推進

音楽や演劇などを鑑賞する機会を増やすため、幼児・児童・生徒のそれぞれの成長段階に応じた鑑賞機会を提供します。

##### ④読書活動の推進

読書活動のさらなる充実を図るため、「白糠町子ども読書活動推進計画」に基づき読書に係る様々な取組を推進します。

##### ⑤いじめや不登校など課題を抱えるこどもの支援

学校生活で課題を抱えるこどもを支援するため、専門職による相談体制を整備します。

また、こどもが周りの助けを得ることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施するとともに、つらいときの相談先に関する情報を周知します。

### (3) コミュニティ・スクールの推進

学校が地域・家庭と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを推進していくため、コミュニティ・スクールの推進し、保護者や地域の意見を参考にしながら創意ある学校運営を目指します。

### (4) 思春期保健対策の推進

#### ①喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施

学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて心身の健康を保持増進する資質・能力を育成するため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う指導を実施します。

#### ②性教育の実施

学校教育において、思春期の心と体の発達や性に関する情報等を正しく理解し、自己の悩みや不安を解消しながら自他の人格を尊重した行動ができるような資質・能力を育成するための教育を実施します。

## 2 こどもの安全確保及び環境整備

### (1) こどもの交通安全の確保

車社会からこどもを守るため、認定こども園・保育園・学校・関係機関と連携して、交通事故に巻き込まれやすい原因や交通事故の要因等を踏まえ、幼児・児童生徒の交通安全に対する意識を高める効果的な取組を推進します。

### (2) 安心して外出できる環境の整備

地域のこどもたちが気軽に遊び、自然と親しみ、地域住民とふれあえる場として設置されている公園や広場の安全確保を図り、こどもたちが安心してのびのび遊べる環境づくりに努めます。

なお、遊具の入れ替えについては、「白糠町公園施設長寿命化計画」に基づき、点検整備を実施し長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

### (3) 防犯対策

乳幼児や児童生徒を事故や犯罪から守るため、PTAやボランティア団体、学校や地域、警察と連携して防犯対策を強化していきます。



## 第6章 子ども・子育て支援事業計画

---



# 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び白糠町における教育・保育提供区域の設定は、以下のとおりです。

## （１）教育・保育提供区域の考え方

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。 |
| ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。                                       |
| ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。         |

## （２）教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

| ポイント１<br>事業量の調整単位として適切か                             | ポイント２<br>事業の利用実態を反映しているか                                   |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ●児童数や面積の規模<br>●区域ごとに事業量の見込みが可能か<br>●区域ごとに確保策を打ち出せるか | ●保護者の移動状況を踏まえているか<br>●区域内で事業のあっせんが可能か<br>●現在の事業の考え方と合っているか |

## （３）教育・保育提供区域について

白糠町では、町内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

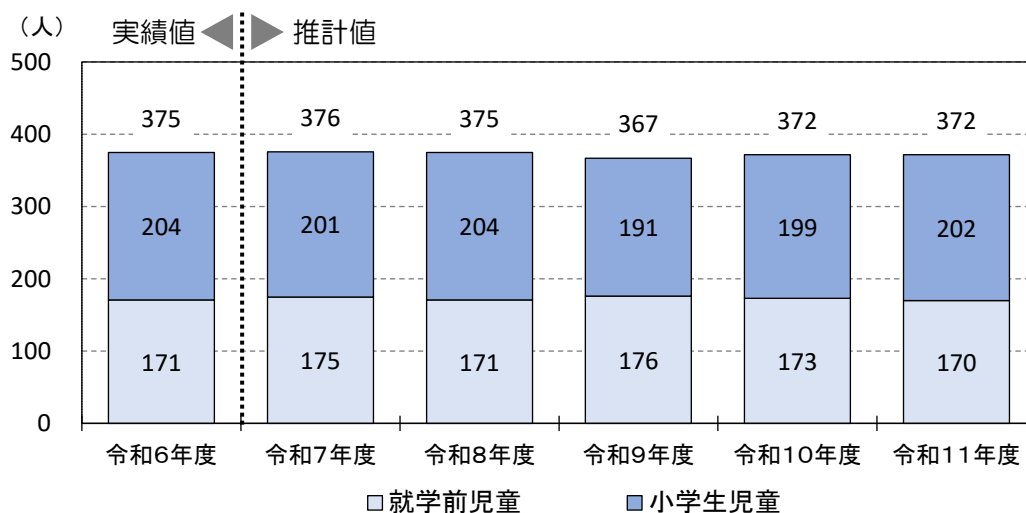
## （４）提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政全てに負担が発生します。

## 2 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえてコーホート変化率法により算出しました。

### ■児童人口の将来推計



### ■就学前児童数の推計値

|    | 実績値   | 推計値   |       |       |        |        |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|    | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0歳 | 22    | 25    | 25    | 24    | 25     | 25     |
| 1歳 | 30    | 24    | 27    | 27    | 26     | 27     |
| 2歳 | 32    | 33    | 26    | 30    | 30     | 29     |
| 3歳 | 25    | 33    | 34    | 27    | 31     | 31     |
| 4歳 | 35    | 25    | 34    | 34    | 27     | 31     |
| 5歳 | 27    | 35    | 25    | 34    | 34     | 27     |
| 合計 | 171   | 175   | 171   | 176   | 173    | 170    |

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

### ■小学生児童数の推計値

|     | 実績値   | 推計値   |       |       |        |        |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 6歳  | 35    | 28    | 37    | 26    | 36     | 36     |
| 7歳  | 34    | 36    | 29    | 38    | 27     | 37     |
| 8歳  | 29    | 34    | 36    | 29    | 38     | 27     |
| 9歳  | 41    | 29    | 34    | 36    | 29     | 38     |
| 10歳 | 34    | 40    | 28    | 34    | 35     | 29     |
| 11歳 | 31    | 34    | 40    | 28    | 34     | 35     |
| 合計  | 204   | 201   | 204   | 191   | 199    | 202    |

※実績値：住民基本台帳人口、推計値：コーホート変化率法に基づく推計

### 3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 1号認定（認定こども園／3歳以上）

| 区分            | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|---------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①       | 人  | 17        | 17        | 17        | 16         | 16         |
| 1号認定          |    | 14        | 14        | 14        | 13         | 13         |
| 2号認定で教育の意向が強い |    | 3         | 3         | 3         | 3          | 3          |
| 確保方策 ②        |    | 45        | 45        | 45        | 45         | 45         |
| 認定こども園        |    | 40        | 40        | 40        | 40         | 40         |
| 認定こども園及び預かり保育 |    | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |
| 過不足（②－①）      |    | 28        | 28        | 28        | 29         | 29         |

#### 【確保方策の考え方】

町内の認定こども園（白糠こども園、庶路こども園）における教育部分の利用定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

#### (2) 2号認定（認定こども園・保育所／3歳以上）

| 区分         | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①    | 人  | 80        | 80        | 81        | 79         | 76         |
| 確保方策 ②     |    | 98        | 98        | 98        | 98         | 98         |
| 認定こども園・保育所 |    | 98        | 98        | 98        | 98         | 98         |
| 過不足（②－①）   |    | 18        | 18        | 17        | 19         | 22         |

#### 【確保方策の考え方】

町内の認定こども園（白糠こども園、庶路こども園）における保育部分及び白糠立正保育園の利用定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

### (3) 3号認定（認定こども園・保育所／3歳未満）

#### ①0歳

| 区分         | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①    | 人  | 13        | 13        | 13        | 13         | 13         |
| 確保方策 ②     |    | 18        | 18        | 18        | 18         | 18         |
| 認定こども園・保育所 |    | 18        | 18        | 18        | 18         | 18         |
| 過不足（②－①）   |    | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |

#### ②1歳

| 区分         | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①    | 人  | 17        | 19        | 19        | 18         | 19         |
| 確保方策 ②     |    | 21        | 21        | 21        | 21         | 21         |
| 認定こども園・保育所 |    | 21        | 21        | 21        | 21         | 21         |
| 過不足（②－①）   |    | 4         | 2         | 2         | 3          | 2          |

#### ③2歳

| 区分         | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①    | 人  | 31        | 25        | 29        | 29         | 28         |
| 確保方策 ②     |    | 31        | 31        | 31        | 31         | 31         |
| 認定こども園・保育所 |    | 31        | 31        | 31        | 31         | 31         |
| 過不足（②－①）   |    | 0         | 6         | 2         | 2          | 3          |

#### 【確保方策の考え方】

町内の認定こども園（白糠こども園、庶路こども園）における保育部分及び白糠立正保育園の利用定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

こどもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

| 区分           | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み        | 箇所 | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 基本型・特定型      |    | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |
| こども家庭センター型   |    | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 妊婦等包括相談支援事業型 |    | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

#### 【確保方策の考え方】

令和8年4月までにこども家庭センターを設置するとともに、これまで実施してきた母子保健型の利用支援事業を継続し、必要に応じて子育て支援に関する相談・助言等を行います。

### (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

| 区分       | 単位        | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 延回数<br>/月 | 134       | 127       | 132       | 132        | 132        |
| 確保方策 ②   |           | 200       | 200       | 200       | 200        | 200        |
| 過不足(②-①) |           | 66        | 73        | 68        | 68         | 68         |

#### 【確保方策の考え方】

白糠町子育て支援センターの子育てルーム解放や親子遊びの運営により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

併せて、白糠町子育て支援センターにおける子育て相談を実施し、地域において子育てに不安や悩みを抱えている保護者への相談支援を行います。

### (3) 一時預かり事業

#### ① 1号認定を受けたこどもの預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

| 区分       | 単位  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ①  | 延人数 | 1,769 | 1,769 | 1,769 | 1,665  | 1,665  |
| 確保方策 ②   |     | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800  | 1,800  |
| 過不足（②－①） |     | 31    | 31    | 31    | 135    | 135    |

#### 【確保方策の考え方】

町内の認定こども園（白糠こども園、庶路こども園）における預かり保育として事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

#### ② 特定教育・保育施設を利用していないこどもの預かり（幼稚園型以外）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

| 区分       | 単位  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ①  | 延人数 | 193   | 189   | 194   | 191    | 188    |
| 確保方策 ②   |     | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |
| 過不足（②－①） |     | 7     | 11    | 6     | 9      | 12     |

#### 【確保方策の考え方】

町内の認定こども園（白糠こども園、庶路こども園）及び白糠立正保育園における一時預かり事業として当事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

保護者の急用時や子育てのリフレッシュで当事業を気軽に利用できるよう、今後も利用料無料を継続します。

#### (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 延人数 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
| 確保方策 ②   |     | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         |
| 過不足（②－①） |     | 8         | 8         | 8         | 8          | 8          |

##### 【確保方策の考え方】

白糠町子育て支援センターのファミリーサポート事業として当事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業の周知を継続し、「子どもの預かり援助を必要とする方（依頼会員）」及び「子どもの預かり援助を行っていただける方（提供会員）」の会員登録を促進し、相互援助による子育て支援サービスを推進します。

#### (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 延人数 | 4         | 4         | 4         | 4          | 3          |
| 確保方策 ②   |     | 20        | 20        | 20        | 20         | 20         |
| 過不足（②－①） |     | 16        | 16        | 16        | 16         | 17         |

##### 【確保方策の考え方】

児童養護施設「釧路まりも学園」への委託により当事業の実施体制を確保し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業の周知を継続し、一時的に家庭における養育が困難となった児童の福祉の向上を図ります。

## (6) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたことについて、通常の利用日及び利用時間以外の日において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 実人数 | 39        | 40        | 31        | 31         | 30         |
| 確保方策 ②   |     | 45        | 45        | 45        | 45         | 45         |
| 過不足（②－①） |     | 6         | 5         | 14        | 14         | 15         |

### 【確保方策の考え方】

町内の認定こども園（白糠こども園、庶路こども園）及び白糠立正保育園における延長保育として事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

## (7) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 延人数 | 300       | 293       | 301       | 296        | 291        |
| 確保方策 ②   |     | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |
| 過不足（②－①） |     | ▲300      | ▲293      | ▲301      | ▲296       | ▲291       |

### 【確保方策の考え方】

町内の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる看護師等の確保も困難な状況にあります。

そのため、本町では計画期間内に本事業を実施せず、当事業を実施している近隣自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

## （８）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 実人数 | 74        | 78        | 73        | 76         | 78         |
| 1年生      |     | 18        | 24        | 17        | 24         | 24         |
| 2年生      |     | 24        | 16        | 22        | 15         | 22         |
| 3年生      |     | 16        | 20        | 13        | 19         | 12         |
| 4年生      |     | 8         | 11        | 14        | 9          | 13         |
| 5年生      |     | 7         | 4         | 5         | 7          | 4          |
| 6年生      |     | 1         | 3         | 2         | 2          | 3          |
| 確保方策 ②   | 実人数 | 80        | 80        | 80        | 80         | 80         |
| 過不足（②－①） |     | 6         | 2         | 7         | 4          | 2          |

### 【確保方策の考え方】

やまびこ児童館、ふれあい児童館にて当事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

放課後の児童の居場所として良好な環境を提供できるよう、今後も施設の適切な維持管理を推進するとともに、指導員の確保を推進します。

## （９）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 実人数 | 25        | 25        | 24        | 25         | 25         |
| 確保方策 ②   |     | 30        | 30        | 30        | 30         | 30         |
| 過不足（②－①） |     | 5         | 5         | 6         | 5          | 5          |

### 【確保方策の考え方】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、乳児のいる世帯の訪問を通じて子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

## (10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 実人数 | 17        | 17        | 17        | 17         | 16         |
| 確保方策 ②   |     | 20        | 20        | 20        | 20         | 20         |
| 過不足(②-①) |     | 3         | 3         | 3         | 3          | 4          |

### 【確保方策の考え方】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、養育支援が必要な家庭に継続して保健師の訪問、助言・指導を行います。

また、当事業を通じて児童虐待の発生を未然に防ぐとともに、関係機関との連携により早期発見、早期対応の体制を維持します。

## (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

| 区分       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 延回数 | 295       | 295       | 283       | 295        | 295        |
| 確保方策 ②   |     | 400       | 400       | 400       | 400        | 400        |
| 過不足(②-①) |     | 105       | 105       | 117       | 105        | 105        |

### 【確保方策の考え方】

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保と受診しやすい環境づくりを推進するとともに、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策の考え方】

国の動向や住民ニーズ等に応じて、必要とされる助成について今後検討を進めます。

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 【確保方策の考え方】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者の新規参入等の状況を勘案しながら、必要に応じて事業を展開します。

### (14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

#### 【確保方策の考え方】

本町では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

### (15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

#### 【確保方策の考え方】

本町では当事業の対象となる児童は過去にわずかに存在しており、学校や役場窓口等における相談対応や先生や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童がいた場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

### (16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

### 【確保方策の考え方】

本町では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

## （17）妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

| 区分       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 人回 | 47        | 47        | 45        | 47         | 47         |
| 確保方策 ②   |    | 60        | 60        | 60        | 60         | 60         |
| 過不足（②－①） |    | 13        | 13        | 15        | 13         | 13         |

### 【確保方策の考え方】

本町で実施している「伴走型相談支援」を確保方策とします。妊娠期の不安を解消し、安心して妊娠期を過ごせるよう訪問や電話・面談等により個別に支援を行います。

## （18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園、幼稚園などで時間単位でこどもを預けられるようにする制度です。

なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置付けられます。

| 区分       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 人日 | 1,500     | 1,428     | 1,440     | 1,440      | 1,488      |
| 0歳       |    | 624       | 624       | 576       | 624        | 624        |
| 1歳       |    | 336       | 384       | 384       | 336        | 384        |
| 2歳       |    | 540       | 420       | 480       | 480        | 480        |
| 確保方策 ②   |    | 1,700     | 1,700     | 1,700     | 1,700      | 1,700      |
| 0歳       |    | 700       | 700       | 700       | 700        | 700        |
| 1歳       |    | 400       | 400       | 400       | 400        | 400        |
| 2歳       |    | 600       | 600       | 600       | 600        | 600        |
| 過不足（②－①） |    | 200       | 272       | 260       | 260        | 212        |

### 【確保方策の考え方】

認定こども園受入拡充支援事業で量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。今後も急用や子育てのリフレッシュ等を必要としている保護者がこどもを預けられるようサービス提供体制の維持を図ります。

## (19) 産後ケア事業【新規】

出産後の母子に対し心身のケアや育児のサポート等を行うことで、安心して子育てができる支援として、町の助産師によるアウトリーチ型のケア、町外の助産院にてデイケア、宿泊型のケアを専門職が提供します。

| 区分       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み ①  | 人日 | 24        | 24        | 23        | 24         | 24         |
| 確保方策 ②   |    | 30        | 30        | 30        | 30         | 30         |
| 過不足(②-①) |    | 6         | 6         | 7         | 6          | 6          |

### 【確保方策の考え方】

町外の助産院への委託により産後ケア事業の提供体制を確保し、産後の体調不良や育児不安のある方を支援します。

## 5 教育・保育の一体的提供等の推進

### (1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。

一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

|             | 幼保連携型<br>認定こども園           | 幼稚園型<br>認定こども園                                                   | 保育所型<br>認定こども園                                                   | 地方裁量型<br>認定こども園                                                  |
|-------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 法的性格        | 学校かつ<br>児童福祉施設            | 学校<br>(幼稚園＋保育所機能)                                                | 児童福祉施設<br>(保育所＋幼稚園機能)                                            | 幼稚園機能＋保育所機能                                                      |
| 設置主体        | 国、自治体、学校法人、<br>社会福祉法人     | 国、自治体、学校法人                                                       | 制限なし                                                             |                                                                  |
| 職員要件の<br>概要 | 保育教諭<br>(幼稚園教諭＋保育<br>士資格) | 《満3歳以上》<br>両免許・資格の併有<br>が望ましいがいず<br>れかでも可<br>《満3歳未満》<br>保育士資格が必要 | 《満3歳以上》<br>両免許・資格の併有<br>が望ましいがいず<br>れかでも可<br>《満3歳未満》<br>保育士資格が必要 | 《満3歳以上》<br>両免許・資格の併有<br>が望ましいがいず<br>れかでも可<br>《満3歳未満》<br>保育士資格が必要 |

本町には、現在2箇所の認定こども園が整備されていますが、今後認定こども園への新たな移行や参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら適切な対応を行います。

### (2) 教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、こどもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

こどもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

全てのこどもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めます。

また、こどもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、こどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

#### （４）認定こども園・保育所と小学校等との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、認定こども園及び保育所は幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めます。

#### （５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行うとともに、広報紙やホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について北海道との連携を図ります。

併せて、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

#### （６）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前のこどもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行います。

## 6 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実

---

### (1) こどもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、子育て支援センター、認定こども園・保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

また、保護者として監護を著しく怠ることはネグレクトに該当することを踏まえ、こどもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳の交付や乳幼児健診の機会などを活用して周知します。

### (2) 児童虐待防止対策の充実

こどもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化を図ります。

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、こどもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、こどもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあることから、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

### (4) 障がい児施策の充実

障がいのあるこどもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、こども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのため、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等を行います。

## 第7章 計画の推進体制





# 1 計画の推進に向けた役割

---

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体でこどもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

## （１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。

また、こども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

## （２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭がこどもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、こどもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

## （３）地域社会の役割

こどもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全てのこどもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、こども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

#### (4) 企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

#### (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが必要です。

## 2 計画の推進に向けた3つの連携

---

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

#### (1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、こどものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との円滑な連携を推進します。

#### (2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住するこどもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

### (3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

## 3 計画の達成状況の点検・評価

---

本町では、健康こども課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「白糠町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



# 資料編





# 白糠町子ども・子育て会議規則

---

(趣旨)

第1条 この規則は、白糠町附属機関に関する条例(昭和53年白糠町条例第2号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、白糠町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第2条第3項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他町長が適当と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

(部会)

第3条 条例第4条第4項の規定により、子ども・子育て会議に部会を設置した場合、部会に属すべき委員は会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(意見等の聴取)

第4条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときには、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し、必要な事項は会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 白糠町子ども・子育て会議委員名簿

|    | 区 分                           | 団体名等                              | 役職等              | 氏名      | 備 考 |
|----|-------------------------------|-----------------------------------|------------------|---------|-----|
| 1  | 子ども・子育てに<br>関し学識経験の<br>ある者    | 釧路短期大学                            | 幼児教育学科<br>教授・学科長 | 井 上 薫   | 会 長 |
| 2  | 子ども・子育て支<br>援に関する事業に<br>従事する者 | 社会福祉法人<br>白糠いつくしみ会<br>白糠立正保育園     | 園 長              | 望 月 登 子 | 副会長 |
| 3  |                               | 学校法人二葉学園<br>白糠こども園                | 園 長              | 平 賀 貴美恵 |     |
| 4  |                               | 学校法人二葉学園<br>庶路こども園                | 園 長              | 尾 崎 ひとみ |     |
| 5  |                               | 白糠町校長会<br>(小学校校長に限る。)             | 会 長              | 大 西 展 史 |     |
| 6  | 法第6条第2項に<br>規定する保護者           | 社会福祉法人<br>白糠いつくしみ会<br>白糠立正保育園父母の会 | 会 長              | —       |     |
| 7  |                               | 学校法人二葉学園<br>白糠こども園父母の会            | 会 長              | 北 嶋 亮 介 |     |
| 8  |                               | 学校法人二葉学園<br>庶路こども園父母の会            | 会 長              | 雲 津 知 成 |     |
| 9  | その他町長が適当<br>と認める者             | 白糠町民生委員児童委員<br>協議会                | 主任児童委員           | 児 玉 直 美 |     |
| 10 |                               | 白糠町民生委員児童委員<br>協議会                | 主任児童委員           | 北 村 亮 子 |     |
| 11 |                               | 白糠町町民保健推進委員会                      | 会 長              | 菊 原 敦 子 |     |
| 12 |                               | 白糠町教育委員会                          | 指導室長             | 二 階 美 幸 |     |

## 計画策定の経過

| 年月日                          | 会議名等                                                  |
|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 令和6年1月～2月                    | 「第3期白糠町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査（ニーズ調査）             |
| 令和6年3月27日（木）                 | 令和5年度 第2回白糠町子ども・子育て会議<br>・アンケート調査の結果について              |
| 令和6年10月28日（月）                | 令和6年度 第1回白糠町子ども・子育て会議<br>・第3期白糠町子ども・子育て支援事業計画たたき台について |
| 令和6年12月26日（木）                | 令和6年度 第2回白糠町子ども・子育て会議<br>・第3期白糠町子ども・子育て支援事業計画素案について   |
| 令和7年1月22日（水）<br>～令和7年2月7日（金） | パブリックコメント（町民意見の募集）                                    |







## 第三期白糠町子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》

発行日 令和7年3月  
発 行 北海道 白糠町  
編 集 保健福祉部 健康こども課  
〒088-0392  
北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1  
TEL 01547-2-2171  
FAX 01547-2-4659  
HP <https://www.town.shiranuka.lg.jp/>